



## 事例研究2

# 「私債権及び非強制徴収公債権にかかる整理回収プログラムについて」

北海道赤平市建設課住宅係長

山 森 拓 氏

### はじめに

皆さんの手元にある1cm以上の厚さの資料ですが、これがあれば本当は、今日ここで喋らなくても皆さんができるようになっていきます。全てをお話でお伝えしても明日には忘れてしまいます。皆さんに置いていけないこともできます。この資料は、皆さんが持ち帰っていただいて、ここに書かれているとおりにやれば私債権の回収は必ずできるようになっています。そうすると、あとはやる気の問題です。本日、お渡しした資料は、STEP 1からSTEP 9までとなります。この資料をもとに、これまで何度か自治体職員を前にお話させていただきましたが、物事は何でもそうですが、先発よりも、後発の方が段々よくなります。ですから、段々よくなる法華の太鼓として、昨年、山形でお話ししときよりも北海道日高町のときの方が充実しておりますし、その日高町よりも、本日、同席している菅原さんがいる浦幌町でやったときの方が内容は充実しています。先月は、沖縄県石垣市で職員研修を仰せつかりましたが、さらに内容は充実しました。そして今回、今の段階ではマッセ大阪での資料が一番いいものに仕上がっております。私の蓄積としては、これが今のところマックスですから、本日、参加された皆さんはラッキーだと思ってください。

### 今日の資料について説明

早速始めたいと思いますが、STEP 1は「支払督促」からスタートということで、STEP 1～STEP 4までがワンセットになります。「支払督促」を申立ててから差押えに至るまでです。続いてSTEP 5～STEP 9があります。STEP 5は、税務課でも使うことのある「第三債務者に対する取立訴訟」のサンプルです。これは、第三債務者に滞納処分を行ったが支払われないという場合、その先、民事案件として回収していくというものです。STEP 6は「支払督促」とは違い「訴えの提起」であります。弁護士、司法書士、サラ金などがよくやる手法がこれです。皆さんの町の住宅管理グループですとか、住宅係では、この「訴えの提起」ばかりをやっています。STEP 7は、どこもやられていないと思いますが、われわれ申立人が、執行裁判所に申立てる際に予納する費用の回収についてです。私も皆さんも次々と民事案件を進めていきますと強制執行に辿り着きます。この強制執行をやるには、40万円程度の予納金を裁判所に積まなければなりません。そこで、このときに予納した金銭はどうやって回収するのか？私は、既に回収に成功しておりますので、それでSTEP 7を用意しました。STEP 8は、もうそろそろタイミング的には下火と思いますが、「多重債務者に係る過払金の回収」です。私債権を守備範囲とする私が、公債権の



皆さんを食べさせようという発想で、たかだか10日ぐらいの間で35件の多重債務者救済と債権回収を同時にやっております。そうしますと、これが見事に決まりまして、中には三千万円の過払いや二百万円の過払いなどが出てきました。私が進めたこの作業で、当然、公的住宅の賃料債権は完納、租税も完納、国保も完済、水道料金も完済、医療費も完済しました。さらに、公金債権が全て整理されても有り余って返せる金銭もこの中から生まれてきましたから、これをこんな流れでやっていますよ、というのがSTEP 8になります。STEP 9は、そんな救済事案から失敗してしまった失敗談です。これも、同じように多重債務者の救済を進めたのですが、車検証には、自動車の所有者と使用者が記載されていますよね。親子での多重債務世帯で、娘が破産、母親は任意整理として救済を進め、娘が破産しても車を持ち続けていられるように意図したのですが、車検証の使用者と所有者がイコールにも関わらず、所有権留保がない時と同じように車は差押えられ、残りの残債が連帯保証人である母親に飛び火してしまった、というのが中身です。かなり危険でした。私は、所有権留保がないので破産しても車は持っていけない筈なのにと感じていたのですが、既に車のローン会社が裁判を起こしておりまして、また口頭弁論の期日も決まり、被告である娘が法廷に出頭しなかった末の対応ミスです。多重債務から救済するのと同時に生活立直しとして就労先までの足を確保するシナリオでしたが、車を失なわせてしまいました。相手方には申し訳ないことをしてしまいました。ですから、失敗談になります。これは今まで資料として付けたことがないので、STEP 7もSTEP 9も今回資料として綴るのはお初であります。以上が今回の資料です。

では、いきなりですが「トロイカ とろいさ」と書いてある資料に移ります。皆さんに「馬鹿なタイトルつけるなよ！」と言われてしまいそうですが、これにも意図がありまして、皆さんご存じトロイカというのはロシアの馬車です。馬が3頭、真ん中が中馬、この中馬が両サイドの馬を引っ張るでしょう。多分、皆さんの町でも私債権整理というのは積極的にやっていないと思いますので、これからは皆さんが中馬として中心になって動かしていきましょう！という僕からの提案です。それでトロイカとしています。そして、トロイカに準えて「とろいさ」。民事案件は、租税、公債権のように次から次へといきません。苦勞して、苦勞して、悩んで、さらに苦勞して進めていきますから、中々途中で諦められない。いいところまではいきますが中々取れない。そして時間が掛かります。よって、「トロイカ とろいさ」、時間が掛かり「とつても、取つても、ろうりよくつかい面倒な、いらつくさいばん民事司法」ここは笑うところですが「よって、皆が諦める、したがって、皆さんが中馬開拓者、誰かが取らな～あかんでしょ」言葉の使い方が合っているのかどうかは分かりませんが、大阪弁から始めてまいりたいと思います。

### 自治体が保有する債権の種類

「トロイカ とろいさ」の右側の資料から進めていきます。皆さんご存じのように、役所には強制徴収公債権と非強制徴収公債権そして私債権、この三種類があるのはご存じですよ。自治法や自治令では、この三つの債権の債権構造について夫々異なった取扱いをしています。皆さんが役所に帰ってから先ず先にやるとしたら、この三つの分類に仕分けるところから始めなければなりません。資料の



下には1、2、3と三分割にされています。本日、皆さんの所属を見ますと徴税関係者が非常に多いですね。私債権の担当者は、福祉が二人ぐらいでしたか。左側の債権「公債権」は、皆さんも手一杯やっていますので説明は特に要らないでしょう。行政処分であったり地方税の例によると書かれていれば、全て「強制徴収公債権」となります。宗教で言えば、自力本願の精神。滝の中で経を唱えながら水をかぶるのが皆さんです。私は、何をやっているかと言いますと、自他力本願ですから自らも頑張りますが裁判所という他力を借りなければ進められない。自他力本願の精神が、この賃料債権であったり水道債権であったりします。今日のテーマは、この黒色の部分で帯がかかっているところの回収についてです。それが「非強制徴収公債権と私債権」です。

### 3-1. 非強制徴収公債権について

資料の真ん中が行政機関が有するグレーゾーン債権、つまり非強制徴収公債権です。合意によって債権が発生したものなのか、処分によって発生したものなのか判然としない債権構造。行政事例では、住宅の使用料は公の施設の使用料として自治法224条と225条にあります。しかし、下級審である簡易裁判所や地方裁判所、国土交通省が「これは私債権でしょう、非強制徴収公債権ではない」と言っておられます。しかし、総務省は「いやいや、これは非強制徴収公債権です」と言っている訳です。国レベルでも別のことを言っている訳ですから、地方はどちらにしたらいいかと悩んでしまいます。しかし、私は回収実務を通して言えることが一つあります。それは、非強制徴収公債権ではなく全くの私債権ということです。そして判断を下す相手

が裁判官でありますから、次々と民法を当てはめ解決されていきます。そんなことで、私は民法をよく開きます。時効も民法169条を参照します。同法145条の援用が必要だということを見えています。このような解釈で進めていかれた方がストレスもなく、いいように思います。

### 3-2. 私債権について

私債権とは、私法上の原因（契約・不法行為・事務管理・不当利得）に基づいて発生する債権。これは、両当事者の合意に基づいて発生する債権です。契約も不法行為も事務管理も、また不当利得も、全て民法の目次にあるのはご存じですか？あまり普段の仕事で民法をじっくり見るということはないですよ。税務サイドでは、国税徴収法や地方税法はよく見るのかもしれませんが、これは全て民法の目次ですから、私債権は民法に基づいて発生する債権と考えた方がいいと思います。連帯保証人や日常家事債務の定義もそうであります。両当事者の合意や契約によって発生するものは全て私法上の債権。非強制徴収公債権も私債権も全て代位執行、民事裁判で回収を進めていきます。民事債権は、おおよそ回収チャンネルは三つになります。1つ目が「訴えの提起」、通常裁判を起こして回収する方法です。これは、準備が面倒で、印紙額が高い、結論までに時間が掛かり、件数をこなせない、作文形式での組立てになります。皆さんの手元にあるSTEP6を見てください。皆さんの日課や時間配分を考えると、これを一件一件やっている時間はありませんよね。このSTEP6の資料でワンセットですから面倒くさいでしょう。税では「これは取れない」と思ったら次々と別な財産を調査し進めていきますが、この厚さで1件分ですから、おい



それとは次の債権にいけないのが現実です。それで、この手続きを中心にするにはちょっと面倒だということで、二つ目、もう少し楽な「少額訴訟」というのがあります。少額訴訟は、60万円以下の債権10件までしか着手できません。では、11件目はどうするのか？と言いましたら、一つ目の「訴えの提起」を起こすか、又は、次の三つ目となる「支払督促」に切り替えなければならない。この「少額訴訟」を10件やったとして11件目からは「支払督促」というのは非常に面倒です。ですから私の場合、基本は「支払督促の併合請求」として進めています。賃料、駐車場、水道、し尿、給食、病院の医療費と全部まとめて1回の手続きで処理していきます。そうしますと、納める印紙額（費用）も少なくて済みます。私たちの人件費を考えると5人や6人夫々の係でこの作業に係っていたら、それだけ時間が失われます。1人で纏めてやっしまえば残りの社員は時間が失われないで済みます。ですから、どこの担当部署で纏めてやるのか？と云いますと、体制上、調査権も持っているし、多分、ひと屋根ニ所帯、税務課でやるのが一番効率がいいのではないのでしょうか。それが一番だと思います。しかし、先ほどの菅原さんのお話にもありましたように、おいそれとは機構や体制をいじられないですし、私らが言ってもなかなか変わりませんから、皆さんは横の連携を深めながら役所の中をまとめて上手に操作し、フローを作ってもらいたいと思います。

では、三つ目のチャンネル「支払督促」にて簡便に回収する方法です。これは、申立てまでの準備が簡単で疎明が要らない。疎明というのは、理由や証拠のことです。さらに「支払督促」には10件などという件数制限がありません。コストも安いですし、さらに比較的

回転率が高いというのが特徴です。ということで、私は、基本3番、時折1番という方法で債権回収を進めています。今のところ、私一人一年半ぐらいのスパンで82件程の作業に着手しています。すべて職員が法廷原告席に立って、切った張ったをやっていきます。裁判所では、大した質問もなく2～3分で法定での話し合いが終わってしまいます。お手元の資料の右下に①～⑳と、資料の真ん中には①～③まで表示されています。大体これぐらいの種類債権が自治体には存在します。その中の①～⑳の幾つかの債権が非強制徴収公債権になるのではないかと思います。細かいことは『自治体のための債権管理マニュアル』という、東京弁護士会が東京都江戸川区から依頼され作成された(株)ぎょうせい出版のこの本に書かれてあります。生活保護の不正受給はどうだとか、賃料債権はどうだとか、水道料金はどうか、と云ったことが種類ごとに書かれていますので、皆さんもこれを機会に1冊持っておられてもいいかと思います。戻りますが、非強制徴収公債権と私債権は何が違うのかと云いますと不納欠損処分を進め方、行政不服審査法が適用されるか否かという点です。異議申立てが適用されるかされないか、援用が必要か否か、というだけの違いです。回収作業は、先程も言いましたように全て民事裁判によります。

## 回収あれこれ

### (私債権整理でイライラすること)

#### 4-1. 専決処分事項の指定

一つ目、専決処分事項の指定について「議会から長に対する委任（議員提案）」とあります。皆さんの町のホームページをこちらにくる前に覗きまして、あったらいいなと思いがら拝見したのですが、これを纏めたのが皆さ





んの手元にある資料の5枚目か6枚目に「市長の専決処分事項の指定について」というのがあります。皆さんの町の市長の専決処分の指定について、或いは町長の専決処分について、これを変える必要があるのかどうかを見てみました。この部分が関係してくる法律は、地方自治法の96条です。まずはじめに「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」。条例の制定や改廃は勿論のこと予算に決算は、いろはの「い」であります。その中、第1項第12号には「普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起」などの記載があり「和解、あっせん、調停及び仲裁に関することは議会の議決事項」だと書いてあります。しかし、同じ自治法180条には「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる」と書かれております。但し、次の2項には「前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない」とされています。要するに、われわれの庁内稟議、先決後議で仕事を進められるのです。先に事を進めておいて後で議会に報告する、これが可能だということです。この専決処分が整備されていなければなりません。

もう一枚頁を捲りますと、これは議会事務局から頂いた資料を私が打ち込んだものですが、タイトル「専決処分の委任について」とあります。私もはじめは、私債権整理を進めるに際し、専決処分が必要なことも知りませんでした。ご存じのように日本は敗戦国であります。ここにGHQ（連合国軍総司令部）と記載があるでしょう。どうもこの専決処分には、GHQがテコ入れをして今の形に

なっているようなのです。戦前は、民事案件も市長の専決処分のみで仕事を進めることができましたが「それでは駄目だ、こうしなさい」という決まりが、この時できた訳です。では、

Q1、地方自治法制定のとき、どのようなことが問題になったか？

A1、①長に専決を委任するときは「簡易な事項」とする、②委任は「その議決により特に指定したもの」とする、③専決処分したとき「議会に報告しなければならない」という注文を付けられて現行スタイルになりました。

Q2、専決処分を委任できるか？

A2、軽易な事項については、議会が議決により長に専決処分することを委任することができる。これを委任による専決処分と呼ぶ。先ほどの「普通地方公共団体の議決の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない」というところです。

Q3、委任できる事項に基準はあるのか？

A3、軽易な事項に基準はありません。当該団体の財政規模、人口等を勘案して具体的に指定することになります。ですから、「財政規模や人口等」と書いていますから、市には専決処分の指定があるけども町村にはないところが多いようです。先月、沖縄県石垣市に行ったときに、石垣市、竹富町、宮古島市など色々とこの専決処分をネットで調べたのですが、やはりあるところとないところがありました。大阪府内も一緒に、あるところとないところが散見されました。例えば、富田林市では(2)の中で「市営住宅の明渡しに応じない者に対する訴訟、和解及び調停に関する事



項」と書いてあります。市営住宅のことは、ここに書いてありますから市長の専決処分で作業を進められますが、それ以外の債権は、先に議会の議決が必要になります。その他の役所を見てもパーフェクトなところもあります。パーフェクトなところは、例えば、A頁の池田市です。(2)に「市営住宅の家賃等の請求及び明渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること」、(3)で「目的物の価格が100万円以内の審査請求、その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停」と書かれていますから完璧です。どの債権も直ぐにでも着手できます。

あと水道債権です。今日は、この中に水道担当者はおられません、水道料金は、公営企業法の40条に記載がありまして、企業会計は、自治法には左右されませんから議会の議決はいりませんし、当然、議会に対する報告も不要です。病院の医療費も水道に同じです。医療費は、これは市町村夫々かもしれませんが、私のところは自治体病院なので公営企業法40条に該当します。専決処分が必要ない、よって、議会が関係しませんから水道も病院も影響を受けません。それ以外の債権は、議員提案を踏まえて何かもう一つ規定を作らなければならないと思います。ここは軽く流しますので皆さん帰られてからでも見ておいてください。この専決処分事項の指定については、私のところは昭和63年に議員提案から改正されてきました。私も住宅係に来るまでは、全く知りませんでした、今こうして担当者という立場から考えますと非常にラッキーだったなと思います。まずは、ここから手を掛けなければいけませんから皆さんの町の市長・町長の専決処分事項を見てください。

#### 4-2. 私債権は地方公共団体に精通者が少ない

2番目は、私債権は正真正銘劣後債権、地公体に精通者が少ない（取れないものと思ってきた）ということで、私も2年前までは回収できないな？と思っていました。徴税吏員のように次々といけないですし、相手は裁判所ですし取れないと思っていました。でも、何だかんだとやってるうちに私も9割方が回収できています。私債権の差押えです。これもやってみて分かるのですが、公債権の差押えとは全く違います。えらい苦勞が掛かりますし取れないと思ってきました。まず、①建物からの追出し裁判（建物明渡等請求事件）はやっていても、その後の債権回収はしていない。皆さんの町の住宅係も「建物明渡等請求事件」ということで追出し裁判を主にやっているでしょう、どうでしょうか？追出し裁判ばかりやっていませんか？いつの間にやら追い出すことが目的になってしまっている。まず先にやるのは回収でしょう。税務課も回収していますし、私も回収していかなければなりません。居住権を奪う前に回収が先です。全国の都道府県に市町村、皆さんこの辺が間違えてしまっています。例えば、100万円の滞納があるうえに建物明渡しの強制執行で40万円の予納金を執行裁判所に支払っています。これで100万円のマイナスがさらに40万加算され、マイナス140万に不利益が拡大。建物明渡しというのは、裁判を進めて判決をもらいます。その後、執行裁判所に対し強制執行を依頼するのですが、この時に40万円程度の費用が掛かります。法律の話になりますが、費用法や民事訴訟法には「この費用は被告の負担だ」と書いてありますが、当然、被告が負担する訳がありませんから、原告の皆さんがこの費用を予算化し立替払いを行って



後で回収する流れになる訳です。しかし、これが大体にして回収できません。最も回収する気もありません。100万円の滞納があるうに40万円も裁判所に支払って、例え、明渡しが実現したとしてもその先には、さらに修繕費が待ち構えています。当然、新しい入居者を募るには修繕や美装作業が必要です。もし、この回収業務が、自分が社長である会社の一事業だとしたら皆さんはそんな無駄なコストを掛けますか？きっと、やらないでしょう。既に100万円の未収金があるのに、さらに40万、さらに50万、その先、入居者が現れるのかどうかも保障がありませんから、そんな選択を普通はしない訳です。ですから、まず先に回収を進めましょうということです。

今、進められている明渡裁判は不利益拡大の作業、皆さんの自己満足でしかありません。これが都道府県に市町村のこれまでの仕事の中身です。次の入居者は、まあまあ喜びますが実入りがありません。今になっては、全国の自治体が自治体財政健全化法下にあります。この法律が制定されてからは、我々公務員も損益分岐点や利益率を考えるようになりました。住宅であろうが、税であろうが、知事にしても市町村長にしても、首長の立場からすると何処も金がない訳ですから、公債権でも私債権でも収益が上がればどちらでもいい話です。最初にお話した自治体債権を三分類にした表がありましたが、どこの自治体にも公債権が7割、私債権が3割程度あります。6対4のところもあります。税だけが回収作業をやっていればいいのか？というと、そうではありませんから、当然、私債権も整理しなければいけません。今ほど言いましたように、とにかく利益率を考える、住宅だろうが税だろうが関係ないのです。

気が付けば、私のところを管轄する北海道

庁でも7.5パーセントの給料カットをされています。ここのところは先に触れるべきでしたが、2年前に赤平市は30パーセントの給与カットを行いました。当然、職員にも家族はいますし住宅ローンを抱えている人は払えなくなりました。これからどうするのか？…給与カットが三割にもなると食べていけなくなる人達も出てきます。そうして、去年が二割、今年はなんとか11パーセントの給与カット。先ほど債権回収に力を入れ頑張っていると紹介しました長崎県平戸市も現在5パーセントの給与カットをやっています。彼らも、さらにカットは増えると言っていました。金がなくて賃金にも手を付けなくてはならない財政状況、そんな状況であればなおさら私債権の回収についても、やらなきゃならないことは既に決まっています。ですから、皆さんが開拓者、トロイカの先頭馬車なんだと先ほども言った訳です。

さて、次に②番の「家を奪ったうえに給与・預金の差押えまでやるのが本当に正しいのか？これを理由に回収せず」についてです。都道府県庁は、家を奪って、そのうえ差押えまでやるのか？と鈍いことを言っています。北海道庁にも他の県庁さんにも「皆さんの役所の納税課を見てください」と、よく言っています。税務課は、泥水をすすりながら仕事をしています。後で出てきますが、僕の町がSL機関車D51の模型をネット公売したときに役所の方針は「やるな！」ということでしたが、私も当時は徴税吏員でしたから自ら決断し搜索公売の作業を進めました。その結果、これに係わった職員2名が人事異動になります。その一人が私です。上司からは「お前ら、せいぜい好きなことをやっつけ、人事異動もあるからな」と言われ、初めは冗談かと思いましたが、住民や法人経営者から





は我々の仕事を非常に喜んでいただきましたが、その後、本当に人事異動で、今がその住宅係という訳です。笑っちゃいます。このことからすると住宅担当者も「家を奪ったうえに預金の差押えまでやるのが本当に正しいのか？これを理由に回収せず」というのではなく、同じ屋根の下で仕事をしている他の部署をきちんと見て欲しいのです。感度が変わるでしょう。辛いのはあなたたちだけではないと気付かせてあげるのです。住宅担当は、依然ぬるいと感じます。

ここで考えたいのは「9割以上の住民は苦しくても公金を払っている事実」であります。この感情はどうするのか？これは、公債権も私債権も同じ状況ですが、住民の9割以上はきちんと納めています。滞納整理は、たかだか1割程度の話です。この9割を無視しているのか？ということになるでしょう。それに加えて滞納整理をやらないと住民監査請求で今度は首長が糾弾されてしまいます、これを社員はどう考えるのか？首長なんて選挙で変わるから誰でもいいや、と思っていないか？違うでしょう。これからは、サイレントマジョリティーは黙っていないですよ。住民皆さんも生活が苦しいですから、当然、黙ってはいません。

続いて、③裁判事案は弁護士や司法書士に金を払って依頼するものだと勝手に決め付けてきた、金を払って人任せでいいのか？これはどうでしょうか？これからは、何でも人に頼むのではなく自分でやらなきゃ駄目です。皆さんも必ず出来ますので、そうですよ。既に皆さんの手元には私の資料がありますし、これからは自分で進めてください。金を払って人任せはやめてください。

④裁判所は行政職員より仕事をしていない、これは事実、しかも彼らは私らと同じ公務員

(単なる窓口)ということで、このことは、裁判所に行くとはよく分かります。電気はついていますが、しかし、手は動いていない、電話もあっちこっちと鳴り響いていません。それで、私たちが申立てのことで相談に行けば書記官が鈍いことを言ってきます。是非、皆さん裁判所を一度見に行ってください。仕事のついでにでも法廷を覗き、裁判を傍聴してみてください。ふらりと中に入り裁判所の窓口を見てみると僕の言っていることが解ります。皆さんの方がずっと仕事をやっていますので、自信をもってください。

⑤まずは法廷(口頭弁論)に足を運んで体験してみよう。裁判所という看板だけを大きく見るのではなく、実際に足を運んで見ることです。よろしいですか？

#### 4-3. 回転率の高い手法を選択する

「訴状、少額訴訟、支払督促」について調べ、時間がないので回転率の高い方法をチョイスした。赤平市は「支払督促」を中心に回収作業を進めております。先ず1つ目ですが「訴状、訴えの提起(疎明が必要)」についてです。この方法は、契約時から現在まで、建物の価額や構造、図面、証拠や折衝経過等々が必要です。STEP6の分厚い資料で1件分になります。この「訴えの提起」は不当利得返還請求事件、過払金請求事件、貸金等請求事件など、最近では裁判所の貼り出しを見る限り朝から晩までこればかりやっています。大きい裁判所でありますと1日に50件、60件とやっています。続いて、2つ目「少額訴訟」です。60万円以下の債権額で10件までしか着手できません。11件目からは、別な方法にシフトしなければならない。内容が重複するのは私のミスです、申し訳ありません。そして、3つ目は「支払督促」です。この手続





きは、疎明が不要、件数に制限がない、費用が安価であります。この「支払督促」の制度はまだ歴史が浅く、一応債権整理が簡便に行われるよう用意された手続き手法です。サラ金や弁護士が、いま凄い勢いでやっていますので、その影響から前身の支払命令が廃止となり支払督促が誕生しました。STEP1～STEP4までの作業を進めることで私債権は必ず回収できます。異議申立てが出されても皆さん直ぐに対応できるよう資料化されております。

それと大阪府内は、民事訴訟法397条に記載される「電子情報処理組織による支払督促の申立て」が可能で、法律を見ますと、わざわざ難しく書いているんじゃないの？と言いたくなりますが「電子情報処理組織」というのは、つまり「オンラインシステム」のことを指しています。北海道内では、まだ使えないシステムですが、ネット検索で「大阪地裁」と叩きますと「督促手続オンラインシステム」というのが出てきます。本日、帰られましたらここを見て欲しいのですが、現在は、南は沖縄、東は新潟まで、このオンラインシステムが使えます。用意されている債権種目は「貸金、立替金、求償金、売買代金、通信料、リース料」この六つの6類型としてUPされております。これら6種類の債権については、インターネットから「支払督促」の申立てができます。ペーパーレスで進める方法です。但し、役所が抱えています賃料債権、水道債権は、この中には入っていません。それで、ここ大阪に入る前に、大阪府はこの方法が使えますし折角の機会ですから調べて皆さんに伝えようと東京簡易裁判所の民事第7室に電話をかけて聞いてみました。そうしますと「これから先も、水道も家賃も予定がない」と言うのです。何のために作ったシステ

ムなんだ！と言いたくなりましたが、そうは云っても6類型しかできない状況です。只、都道府県庁には、先程、貸金と言いましたが「奨学資金は貸金」に当たりますから、このシステムが使用できます。熊本県庁さんは、今日ここに来る前にも相談の電話を頂きまして「毎年、数千万ずつ奨学金の滞納が増えていく」と言われていました。昨日は、大阪府庁の職員さんとも同じ件で話をしましたが「既に大阪府にも数十億もの債権がある」と言われております。ですから、この貸金債権もオンラインシステムでの申立てができますから、これを使ってでも積極的にやらないといけない、そんな状況にあります。そこで、これを誰がやるのか？ということにもなりません。単発にて誰かがやればいいのか？という話ではなく時効管理のこともありますから、全庁的に勢いよくやらないと駄目だと思います。回転率を上げることです。住宅賃料は、この先もオンラインシステムでは予定がありません。多分、これなんかは、経産省と法務省との接着剤に内閣府なんかになって民間に配慮することを目的に創られたオンラインシステムだと思います。この先も行政にはあまり恩恵がないでしょう。そして、皆さんのお手元にある支払督促の書類を裁判所に持っていきますと入口ベースで郵便切手が1,130円必要になります。しかし、このオンラインシステムでは、郵便代金だけで1件7千円とお高い内容です。10件申立てをすると7万円、100件やったら70万円です。そんな金は、どこを探しても今の行政にはありませんからオンラインも考えものです。

#### 4-4. 支払督促の書類送達

4つ目、支払督促の書類送達になりますが、入り口である書類送達が進まない（チャンス



は4回)、1通常、2就業場所、3休日、4書留です。裁判所も素直に書留と言えばいいのに「書留のことを付郵便」と言います。覚えておいてください。

①私債権者には調査権がない、よって進まない。就業場所、転出先不明、実態調査不可、債権整理に必要な情報がありません。そこで「賃料等請求事件」として「賃料等」で括ります。住宅家賃の請求にその他の債権を付随させてしまうと云った発想です。公的住宅の収入申告が、実は私債権整理のうえでは鍵を握ります。住宅担当は、毎年の収入申告からかろうじて情報を持っています。問題は、その他の私債権。上水道、し尿、給食費、幼稚園入園料、病院の医療費等々、情報が何もありません。よって、情報を持っている住宅係。病院単独では無理です、幼稚園単独でも無理です。無理というのは、何れの債権も「支払督促」は送ることができます。ただ書類を作って送ればいいだけですからね。でも病院単独で進めると調査権がない訳ですから、出しっ放しになり費用がかかって終わってしまう。したがって「賃料等」ということで「等」で括り、住宅係が全ての債権の面倒を見るという構想が出てきます。さらに件数をこなし、ゆくゆくコスト面なんかを考え始めると皆さんがやり始めるのは「債権を括る」ということだと思います。誰だって、少しでもコストが掛らない方がいいですからね。しかし、賃料債権が役所にない場合は、ちょっと考えなければなりません。水道料金請求事件というのはあまり聞きませんが、私も裁判所に何度も足を運んでおりますが、そういう貼出しは未だ見たことがありません。では、どうするのか？賃料債権がない場合は、やはり単独でやるしか方法がありません。支払督促も送れるには送れますが、後々の差押えが

できないので、そこは、きちんと入口ベースで契約時からの組立てを考える必要があります。連帯保証人も複数人つけることで、後々の回収精度にも繋がってきます。

次に、②特別送達だから届かない。特別送達という送達方法を聞いたことがありますか？特別送達という方法で裁判所は書類を送付していきます。これは1,050円と郵便代がお高くつきます。そして、この方法だからこそ中々届かないということにもなります。相手方が居留守の場合、仮に住所が正しくても手渡しなので届きません。この書類を受取る場合は「本人かどうか、しっかり確認」を行い、はんこを押させて、郵便事業会社は裁判所に対し「届きましたよ」と通知する方法になります。そんな送達内容なので仮に居留守をやられると届かない訳です。こうなると、大変多くの時間をかけて単なる送達作業だけに最後は書留に辿り着きます。この間、毎回、毎回、1,050円に通知用の80円が掛かりますから1,130円、1,130円、1,250円、1,130円と、どんどん小銭が出ていきます。「支払督促」の送達については「民事訴訟法第382条以降」にその記載があります。「訴えの提起は、民事訴訟法98条以降」に送達方法が記載されています。「支払督促」では、382条以降において一番最初に見なければいけないところが括弧書きの「日本国内において公示送達によらないで送達することができる場合に限る」の部分です。そこには公示送達ができないと記載されています。よって、住所や居所がない場合は、この「支払督促」も有効ではありません。送達先として指定した場所が全て違う、このような場合は「支払督促」を選択してはいけません。でも「訴えの提起、民事訴訟法の98条以降」の場合ですと「租税と送達方法は一緒」ですから有効です。国税



を内容としたある本には、地方税に関する法律の規定では、地方団体が発送する書類は、郵便による送達または交付送達により、住所または居所に送達となっています。地方税のように出会送達や補充送達、差置送達などの規定が適用される場合は「訴状、訴えの提起」を行ったときであります。何度も言いますが「訴状、訴えの提起」は、租税と同じように公示送達ができますし出会送達、補充送達が可能です。只、書類を作るのが面倒で費用も少しばかりお高めという点での違いはあります。

続いて、③書類が送達されても異議申立てが出されるケースが多い、支払督促は5割以上の確率で異議申立てに移行します。次のところでその答えが出てきます。

#### 4-5. 異議申立てから口頭弁論へ

異議申立てから口頭弁論に移行しても相手方が来るとは限らない。相手方には、異議申立てを出したんだから法廷に来いよ！と言いたくなりますが、これが中々来ません。こんな口頭弁論で失速し、作業は増え、負担も増え、こんなのがポンポン出てきます。何故、5割以上の確率で異議申立てが出てくるのでしょうか？これは、裁判所がご丁寧なことに支払督促の送付時に「異議申立てを出してくださいね」というような具合に「督促異議申立書と答弁書を一緒に同封」し送るからです。督促異議を出さないとおかしいような状況をつくり送っています。よって、簡単に異議申立てが出てきてしまう、これで作業増。これを裁判所書記官に「やめてくれ！」とは言えない訳ですから、こんなルールで自ら面倒を作る裁判所、民事司法となる訳です。

次に、②異議申立てが出された場合のロスについてです。このロスについては色々ありま

す。まず、相手方が出した督促異議から1カ月程度先の弁論期日まで整理は持ち越し支払いも起きない。裁判官の夏休みがここに入れば2カ月先の口頭弁論になったりします。世の中、人が困っているのに夏休みが優先されるんですね。私も去年だったか一昨年前だったか、5月ぐらいに支払督促を持って行き、いつものように異議申立てが出されました。すると書記官から連絡があり「弁論期日は何時にしますか？」と期日を聞いてきました。債務者には聞きません。そう聞かれて私も「では、6月の中旬ぐらいにお願いします」そう言いますと「いや、6月は駄目です」では「7月はどうですか？」と聞きますと「7月も駄目です」それなら「何時ならいいのですか？」と聞いてみると「8月の頭で」…そこで「何で？」と聞きましたら「裁判官の夏休みがありますから」と言ってきました。こんなことで2カ月や3カ月、当たり前のように遅れていきます。『裁判の秘密』という本が書店に行くとき置いてあります。その辺のことについては、民事司法の今現在のルールなんかが全て書かれていますから、この本を読むだけで頭の中が非常にクリアになります。それと、今日のこの資料を見ながら作業を進めれば完璧に皆さんできます。

続いて、「支払督促印紙額－訴状印紙額＝△不足印紙額」の部分です。「支払督促と訴えの提起のコスト面」での比較です。先ほどの3番と1番の比較になります。そこで100万円の未収金がある状況で「訴えの提起」を行うとしたら1万円の印紙が必要となります。同じ件について「支払督促を申立てた場合は、訴えの提起の半額の費用」で済みますから5千円の印紙が必要です。しかし、ひとたび相手方から「督促異議の申立て」が出されますと先程の5千円－1万円という単純計





算から5千円が足りないということになります。足りない5千円は、期日請書、指定書、専決処分書、切手と一緒に納付書をつけて裁判所に納めます。この一連の督促異議のことを考えますと、初めから通常裁判を求めた「訴えの提起」でもいいのかもしれませんが。また、我々が裁判所に出廷しますとサラ金ですとか弁護士、司法書士、色々な方々がいらっしやいます。大きい裁判所が第一審の管轄（窓口）だったりする口頭弁論でしたら傍聴人の数も50人、いや100人と、そんな空気の中で我々職員が原告席に座り陳述を行います。戻りますが、口頭弁論の期日が一旦決まりましたら、今度は弁論に備え裁判所に対しての提出書類「和解条項・準備書面・上申書」などの書類を作成する作業が出てきます。準備書面や上申書は、作文形式によります。今ほどお話しました「和解条項・準備書面・上申書」については、いつも必要になるということではありませんが、第一審の管轄（窓口）が近場の裁判所である場合には、和解条項だけで構いません。準備書面や上申書は、どういう時に必要になるかと云いますと、自ら出頭することができず自分の口を使って陳述できない場合の対応策です。それとは逆に自らが出頭できる場合は、事前に用意した和解条項案を書記官に提出し当日の弁論に臨みます。もうひとつ、遠隔地の場合について例をあげて説明しますと、第一審の管轄が遠隔地の場合、例えば、相手方の住所が富田林市にあり一時出稼ぎのため上京、今現在の居所が東京にあるという想定です。このような場合は、今現在、東京に働きに来ている訳ですから相手方が今いる居所（東京簡裁）が第一審の管轄になります。当然、督促異議の申立てが出ると旅費を掛けて遠くまで出かけていく必要があります。こうなるとHOME

ではなくAWAYでの戦いになります。したがって、「和解条項・準備書面・上申書」の3点セットで遠隔操作をやることになります。もう一度おさらいします。近場の裁判所が管轄となる場合は、和解条項だけでいい、遠くに管轄がある場合は、3点セットで遠隔操作を行います。旅費をセーブすることが目的になります。ここで見ておきたい法律は、民法21条（住所）、民法22条（居所）、同じく23条（仮住所とは）の部分です。債権差押えは、民事訴訟法4条（給付の訴え）、建物明渡しの場合は、民事訴訟法5条（財産権上の訴え）この辺と書類の送達作業について理解していれば申立先が何処か？ということが自ずと見えてきます。

続いて、「分割したいと言いながら被告が法廷に現れない、答弁書による擬制陳述」についてです。先程も「裁判所は、督促発布時に一緒に督促異議申立書を同封する」と言いました。この「督促異議申立書」を相手方が裁判所に提出しますと通常裁判に移行します。さらに、続けて「答弁書」が出てくると、被告が「擬制陳述」をしたことになります。この擬制陳述があった場合、申立手続費用の回収ができないことが多くなります。私も最初は、何故この費用が回収できないのか？と疑問に思いましたが、これは債権債務者双方が弁論に出頭していて、その手数料と申立手続費用についても話し合いができた場合につき回収ができるというものです。しかし、先程のように我々の知らないうちに「答弁書」が出されていますと擬制扱いになりますから、相手方とも話す機会はないですし、そもそも大原則が口を使って法廷で喋るというのが口頭弁論ですから、原告は、予め和解条項を作成しその中に費用をつけた総額についての申し合わせが事前にあるですとか、相手方を出





頭させるように仕向けたりする訳です。こんなことも、ひとつひとつ私も色々やってみて、一つ紐解け、二つ紐解けということで漸く分かってきましたので、ここは申立てに要した費用が取れない場合と取れる場合についての説明でした。

大変重要なことに触れるのを忘れていましたが、この擬制陳述についてはもう一つお伝えしておきます。原告が出頭、被告が欠席という場合、裁判所に求めることができるのは「判決」と「和解に代わる決定」です。何れも「執行力のある公文書」となります。「和解と和解に代わる決定」は、微妙ですがチョットだけ違います。裁判所が、この「和解に代わる決定（民事訴訟法275条の2）」を出す場合は、相手方が出頭しない場合と相手方が擬制陳述として提出した答弁書とこちらの和解内容が一致する場合です。双方出頭しているときは和解になりますが、通常、和解する場面というのは、原告が被告に譲歩した場合であります。判決など一括請求の主張ができる場合は、差押えで回収できることが可能なときに限ります。ここで調べておきたいのが、相手方が有資力なのか？それとも無資力なのか？ということ。我々には、依然、調査権がない状況下にありますから、既に勤務先が分かっている、預貯金口座が知れている、このような場合でしたら胸を張って一括請求を求めていきましょう。つまり、判決を求めていきます。もし、和解や和解に代わる決定を落とし所にしても支払いが起きなかったとしたら、遅延損害金をつけて差押えに移行するだけです。しかし、何も情報がない中で「一括請求を求めます」と求めてしまった」ということになりますから落としどころをきちんと考えていきましょう。しかし

ながら、何故、こうも世の中で起きている民事裁判が「8割以上も和解にて結審」されるのか？ということです。私も当初は、何故こんなに和解が多いのかと疑問を持ちましたが、民事訴訟法の89条には「和解の試み」というのがある訳です。したがって、裁判官はどんどん和解に誘導していきます。そして「和解は一種の分納計画」ですから、皆さんがいつも窓口で納税折衝をやり誓約書を書かせますが、これと何ら変わりません。ただ、我々と相手方との間に裁判官と書記官、司法委員が入って話を纏めただけのことです。よって、私なんかは「和解といっても分割のことでしょ」という感覚でいつも見えています。皆さんの納税折衝が最高、権能もあります。ここまで長々と何度も和解について話をしましたが、所詮、和解、和解と言ったって簡単な話だということが、これで分かりましたよね。よくテレビに出てくる映像は、〇〇と〇〇の裁判が「和解しました」「勝訴」とB4版ぐらいの紙を持った人が裁判所前から中継されます。争っている人たちは、骨肉の争いであったり相当大変と思いますが、中身はというと「分割納付の話を決めただけ」ということになります。支払いが起きるかどうかなんてのは別な話です。

#### 4-6. 差押えの難しさ

次に資料の6番目です。「簡単に差押えができない、調査権がない、ステージが変わる、窓口も担当者も事件名も事件番号も変わる」全部変わってしまいます。

①調査権がない、財産を特定できない、口座も勤務先も探せません、こうなると対処法がない、そのうち放置、事案は膨れ処理ができないが故に不良債権となる。多分、日本育英会から権限委譲された大阪府庁の奨学資金



もこんな状況に陥っていると思われます。

②簡易裁判所で「債務名義（民事執行法22条）」を取得し、地方裁判所に差押命令を求める。

③担当者・窓口は、簡易裁判所のA書記官から、地方裁判所民事第〇〇部債権執行係のB書記官へと変わります。裁判所法という法律があります。機会があれば見ておいてください。その中の第33条、その規定から、これまで何回も出てきました「訴えの提起」の場合、債権額が140万円を超えるときは地方裁判所が管轄、140万以下ですと簡易裁判所が管轄になります。このように裁判所法では、140万円をボーダーラインにしています。これは「訴えの提起」の場合です。一方「支払督促」は、と云うと、債権額が1万だろうが1億だろうが最初の窓口（第一審の普通裁判籍）は全て簡易裁判所が担当することになっています。富田林市の場合は、富田林簡易裁判所になります。池田市と豊能郡豊能町は大阪池田簡易裁判所、豊中市は豊中簡易裁判所、吹田市と摂津市は吹田簡易裁判所、そんな感じで全国には色々と簡易裁判所がありますので大阪地裁のホームページを先ほどの督促オンラインシステムも含めて参照してみてください、管轄が分かります。よろしいでしょうか？

「訴えの提起」であっても「支払督促」であっても、先ほどの「民事執行法第22条（債務名義）」を取得しないと差押えはできません。債権差押えの申立先は、大阪の場合、「大阪地方裁判所第14民事部債権執行係」になります。窓口は全国どこも地方裁判所の本店になります。先程とは違い、既に債務名義は手中にある状況ですから、本店民事部に「債権差押命令申立事件」という事件名で差押命令の申立てを行います。これが流れにな

ります。

④事件名と事件番号も変わります。「支払督促」を出しますと事件名は「賃料等請求事件」事件番号は「平成22年（ロ）第〇〇〇号」となります。督促異議が出ますと、今度は通常裁判（口頭弁論）に移行します。ここで、また新しい事件番号が付与されますので「平成22年（ハ）〇〇〇号」になります。さらに、法廷で判決をもらったり和解したとします。しかし、この判決や和解に基づく支払いが履行されなかったとしたら、必要な書類一式を揃えて、先ほどの「大阪地裁第14民事部債権執行係」に債権差押えの申立てを進めます。ここまで行くと「平成22年（ル）第〇〇〇号」と、また新しい事件番号が付与されます。このように全て違う記号、全て違う番号に変わります、よろしいでしょうか？

続いて⑤賃料等請求事件「支払督促」です。支払督促の申立てを行い裁判所が相手方に送付します、届きました、そこから2週間の異議申立期間があります。分かりやすいのは、皆さんの手元にありますNHKの記事です。NHKには、当然、調査権がありませんから我々以上に中々進みません。それでは、皆さんの手元にあるNHKの新聞記事をみてください。悪質なケースを中心に…の下からいきます。

（以下新聞の記事です）

法的督促は全国に拡大し、今年3月末現在で総数は841件に上る。このうち506件は支払いに応じ162件が異議を申し立てた。督促を受けた場合、送達日から2週間以内に異議申し立てがなければ仮執行宣言がされ、さらに2週間以内に異議申し立てがなければ確定判決と同一の効力を持つ、と書かれています。

これを読んでどう感じますか？NHKが行った作業は「支払督促」を出しっ放しで



「支払いに応じたの部分」は「申立てそのものを取下げた」か、若しくは「仮執行宣言」留まりでしょうから、調査権がない以上、既にもう取れないものが相当数でてきているという記事にも読み取れます。先ほどの病院債権と一緒にです。

例えば、支払督促を出して届きました、2週間の異議申立期間があります、異議がないとしたら2回目の支払督促を依頼します。これは「仮執行宣言の申立て」と言います。皆さんの手元でいえばSTEP 1の中にあります。この「仮執行宣言の申立書」を提出し、2回目の支払督促が裁判所から送付されます。また、ここでも2週間の異議申立期間があります。その中で督促異議がなければ、これが債務名義となり、次は大阪地裁の債権執行係に「債権差押命令申立事件」として手続きを進めます。また、この2週間と2週間、計4週間の間に督促異議があれば先程のように通常裁判（口頭弁論）に移行します。口頭弁論の中では、和解または判決等（正本）を求めます。これに「執行文付与申請」という手続きが加わり、この資料で言えばSTEP 3になります。「支払督促は、唯一、執行文を要しない債務名義」と言われていますが、それ以外の債務名義、例えば離婚して「公正人役場で公正証書を作った」というのも債務名義、「仮執行宣付きの支払督促」も債務名義、「訴訟外の和解」も債務名義、このように債務名義というのは色々あります。「和解調書」もそうです。「和解に代わる決定の調書」もそうです。支払督促以外の債務名義は、全て「執行文付与申請」という手続きを取らなければなりません。執行文というワンペーパーを債務名義の最後のページに1枚付けてもらう手続きになります。そうこうして、債務名義のほかに、送達証明書（債務名義が相

手方に届いたことを証する）、第三債務者となる法人の商業登記、相手方の住民票などの必要書類を集めて、晴れて大阪地裁の本店に「債権差押命令申立事件」として進めていきます。こういうのを「給付の訴え」と言い目的は債権執行、つまり債権差押えにて回収を図るというスタンスです。

次に⑥建物明渡等請求事件についてです。資料はSTEP 6になります。これは「訴えの提起」訴状というタイトルで書面構成をしていきます。判決には、先程のように「執行文付与申請」を行います。少し戻ります。資料中6の②にある簡易裁判所で債務名義を取得し地方裁判所に差押命令を求める（別添フロー図参照）というところですが、資料を4～5枚捲るとフローチャートが出てきます。その資料では「租税債権と私債権とのジョイント」について記載があります。建物からの明渡裁判として進めた先に判決をもらう、判決をもらった後には強制執行はしない、しない代わりに「税務課が搜索」に入ります。「家財を押さえてネット公売」へと進めていきます。そこで、残りの残置物のみ執行裁判所に依頼し片付けてもらえばいい訳ですから、先ほども言いました執行裁判所に対する予納金40万円が5万円や10万円に抑制できます。公債権とジョイントするチャンネルがここにはある訳です。それと、この資料には、その他のジョイントについても記載があります。租税債権で国税徴収法76条による禁止額から差押えができない場合、先程とは逆のジョイントを図ります、公債権から私債権にバトンタッチする方法です。これは、租税にも私債権にも滞納があり、まずは私債権者が民事裁判として作業を進め、ひとまず差押えまで手続きします。それを今度は「徴税吏員が執行供託として横取りをするジョイント」





です。税が先でも、住宅が先でも、同じ会社の収益に変わりはありませんから、租税債権が国税徴収法76条で差押額が算出されない場合は、私債権担当と手を組むウルトラCがあるという方法論です。先に進みます。

何度も出てきましたが、いったい債務名義とは何か？いきなり債務名義と言われても分からない方が多いと思います。これは、民事執行法第22条に記載があります。先程も出てきました。皆さんに配布されている資料の中では、STEP 1の21頁～25頁、これが2回目の支払督促「仮執行宣言付きの支払督促」で、唯一、執行文を要しない債務名義であります。その次のSTEP 2では、27頁と28頁、30頁～32頁、これは「和解に代わる決定と和解」についてです。差押えをするには執行文が必要です。STEP 3は、4頁～8頁、これは「建物明渡裁判」をしたときの「判決」です。最後のページに執行文が付いている筈です。これも債務名義です。ですから、債務名義の種類は、民事執行法第22条を見ていただきますと色々出ていますので後で確認してください。

次は資料6の⑥番に進みます。建物明渡等請求事件（訴えの提起）は、判決に執行文付与が必要です。今のパターンでいけばSTEP 3の話になります。その先は「強制執行を執行裁判所の執行官に依頼」していきます。先ほどの40万円が掛かるパターンになります。そして、財産権上の訴え、民事訴訟法第5条です。主に、土地や建物からの明渡しを目的にしています。沖縄県の石垣市であればマリーナを明渡せ、私の場合は市営住宅ですから、建物を明渡せ、駐車場を明渡せ、という財産権上の主張になります。このような書面構成で進めていきます。先ほどのフローチャートの中では簡単に言いましたが、ここ

では、途中で公債権とのジョイントということも機会としてありますから、これを債権回収のウルトラCと私は呼んでいます。何度も触れました建物明渡裁判の後に搜索公売をジョイントした事例です。まずは、私債権の担当者から「税では滞納がないかい？」と税務課に聞いてみます。そこであるのでしたら「申し訳ないけれど家財を全部押さえてくれないか」と…分かりますか？

税務課は差押えにて全て金銭に換えられますが、私らは、もったいないことに家財を全部ゴミだと投げざるを得ない状況です。このまま黙っていたら40万円が掛かってしまう。税務課は金に換えられるけれども、私債権では殆どがゴミだという取扱い。建物明渡しの裁判の後に進める強制執行は、執行当日、日通などが執行官・立会人とともに登場し、コンテナに家財を詰めてすべて持っていきます。そして、そのまま全てが焼却処分になります。せっかく金銭に換えられるタイミングがここにはあるのに、もったいない話です。そこで、我々としては一石二鳥を考えてみる。住宅担当者は支出を抑え、公債権である皆さんは利益を上げる。これが俺の仕事だ！それはお前の仕事だ！と言っていたら損失が生まれてしまいます。ですから、ここは仲良くやろうよ！と進めていきましょう。皆さんは調査権を持っている訳ですから、勿論、リーダーは税務課、皆さんが本気にならなかつたら私債権も集められません。もう一度言いますがウルトラCは、建物明渡しの判決の後に搜索公売をジョイント、私債権担当者から公債権担当者にバトンタッチをします。

私も相当前にこれをやらせていただきましたが、建物明渡等判決の後に執行官予納金をセーブする目的で国保税担当者に搜索をさせ公売させてみました。当時は、試験的なもの





でしたが、ラッキーなことに内容物は全て売却され、SL機関車をネット公売したときのような値段はつきませんでした。全部売決されました。今となれば大きな成果だったと思います。ロボコンの目覚まし時計に加トちゃんの灰皿、腐食したボイラー、すべてが完売です。一番値段が付かないだろう数字にはならないだろうと思っていたボイラーが、なんと一番の高値、加トちゃんの灰皿が一番値段がつきませんでしたね。ホントにこればかりは判らないものです。私は、こうして歳入も歳出も考え、ここで何かできないかな？と、金がない役所ですからそんなことをいつも考えやっています。

#### 4-7. 裁判所は慎重第一

資料の7番目、裁判所は事件解決にスピードは不要と考えている、慎重第一。先ほどの裁判官の夏休みの話を聞いただけでも分かると思いますが、時間はどんどん経過していきます。そのうえ債権債務者、原告被告から十分に意見を聞き事を進めるのが民事司法「応答がなければ自白」と看做す。自白というのは、私も刑事司法の話だろうと思っていましたが、民事裁判でも同じような表現が使われております。民事訴訟法第158条に「自白の擬制」という条項があります。そもそも「口を開いて喋るのが口頭弁論」、自ら出頭し喋らないと原告の主張どおりに事が先に進んでしまいますから「被告は、答弁書を提出し擬制陳述」をやる訳です。擬制陳述とは、先程も言いましたように口頭による陳述ではなく書面で何とかする方法。この書面によって陳述を擬制されると、裁判官からは「被告から答弁書が出されております、よって、擬制陳述を認めます」そのように法廷で言われます。これも作業を進めるうえで何度も出てき

ますから覚えておいてください。原告も被告もこの書類ベースでの擬制陳述をやりますと、何れからも口を使って陳述を得られていないので口頭弁論は成立しません、よって、次なる口頭弁論の機会を求めてください、そう裁判官から告げられます。

去年の1月に愛知県豊田市の簡易裁判所で口頭弁論がありました。相手方の住所が赤平市、居所は豊田市にありました。この相手方が派遣労働者であることが後に判明します。このような場合、第一審の普通裁判籍は豊田簡易裁判所となります。そこで、第一審において相手方が擬制陳述、私も遠方ですから1回目の弁論は書類で何とかして出頭しませんでした。こうなりますと、何れからも口を使って陳述を得られていませぬので口頭弁論は成立しません。よって、弁論休止の状態になります。その後、その先1カ月程度先の期間において「期日指定の申立て」という手続きを行い、次なる弁論の期日を求めなければなりません。しかし、豊田の事案では、ここで裁判官がご配慮くださいます「延期ではどうですか？」と書記官を介して私に連絡がありました。ご存じのように、北海道の1月は大雪ですから、向こう3カ月の猶予をやるうじゃないか、という話です。もしかしたら飛行機が飛ばなくて出頭できないかもしれない。でも、私は素直になれず「飛びます」と言ってしまいました。それで飛んだ訳ですが…。

私が出頭しなかった1回目の弁論手続きに戻ります。赤平市が豊田簡裁に出頭できない理由を上申しました。その内容は、この前、北海道夕張市が破綻しましたでしょう。そして、赤平市は財政健全化法下における4つの指標のうち連結実質赤字比率で夕張の次になって、当時は、赤平市も全国ワースト2位



でしたからね。給与も三割カット、そのうえ57歳以上の職員は肩叩きで早期退職、新規採用もしていません、よって自然減、私の係も2名減であります。裁判所には財政的側面、人的側面において赤平市が出頭できる状況にはない、と上申しました。そんな中で民事案件を60件、80件とこなすというのはホントに至難の業です。どうやったらできるのか、どうやったらできるのかと漸く辿り着いたのが、金をできるだけ掛けない回収方法。でも旅費はゼロ円、金がないので出頭できない訳です。どうしようか、どうしようかとホントに悩みましたね。そこで、金がなくても成立する方法をとということで、このとき初めて弁護士に相談しましたら…「山森さん、訴えるということはそう云うことで、費用を掛けてでも臨むという姿勢にある。赤平市に旅費が無いのであれば今回は取下げるか、それとも予算をつけて出頭するか、豊田市の誰かに代わりに出頭してもらうか、この何れかだ」と言われました。それで、民事訴訟法を聞いて管轄の移送ができるかできないかということも一応調べてみましたが、無理でした。依然、旅費はゼロ円。しかし、幸いにも訴訟費用として110万円の予算がついています。そこで、この110万円の中から10万円を減額補正し、新設10万円の旅費を立ち上げることにします。先程も言いましたように、2回目の口頭弁論を豊田簡易裁判所に求めて、書記官に期日を決めてもらって、その間に議会で補正を認めていただいて何とか金は確保、切符を取って、飛んで、そして日帰りみたいな出張をやった訳です。こうして、何とか口頭弁論には出頭しました。でも相手方が1回目の弁論と同じく2回目も出頭しませんでしたから、落ち着くところは「和解に代わる決定」です。2回目の口頭弁論は、相手が来なくても私が

出頭していますから口を使って陳述、弁論は成立します。こやって、漸く私の手元に債務名義が届きました。ここまで行くと、当初の時効期間も既に5年から10年に伸びていますから、豊田に飛んだ甲斐もあったということになります。でも、こいつは悪い奴でね、他にも色々と問題を抱えていたので、どうやっても落とたくありませんでした。5年から10年に時効期間を延ばし債務名義は取得しましたが、その後、首長からは、何で派遣労働者にそこまでやるのか？と聞かれ、普通に考えて、今は一時的に勤務先がないだけで、これから勤務先がヒットするかもしれませんから無駄になっていません、そう言いましたね。勤務先が見つければその時には、勿論、バチンと押さえるつもりですと、議員さんからも同じこと聞かれましたが、そう答えています。我々からすると、5年で落とすのも仕事、10年に延ばして追いかけるのも仕事、赤平市は日本で最も金がない自治体ですから、どこまでやれるのか分かりませんが、できるところまではやるという姿勢が必要です。これが、豊田の事案でした。相手が法廷に来なかったので「和解に代わる決定、民事訴訟法の275条2」になります。よろしいでしょうか？

つまり、民事事件は「原告被告どちらかが出頭しないと駄目だ、成立しない」ということが言いたかった訳です。ここで、刑事司法でよく弁護士などが口にするフレーズがあります。「何人も自己に不利益な供述を強要されない」これは憲法38条になります。通常裁判に移行しますとこんなことも意識しなければならない、そう思っておいてください。何が当たるのか、また当たらないのか判かりませんが、いつもこういう感度を持っておいた方がいいということで、未だに私も色々調べ勉強しています。



続いて②刑事司法のフレーズ「疑わしきは被告の利益に」、状況証拠は一件一件万全を期し弁論準備に備える。通常、訴えるということは、きちんと証拠を取っておかなければなりません。例えば、住宅賃料であれば契約から現在まで、水道料金は給水開始から、奨学資金は申請から、給食は学校に通って給食を受けてから現在までというように、弁論を想定して証拠として履歴を遡って用意しておきます。こう云うことをひとつひとつ疎明として積上げ作文していきます。訴えの提起や少額訴訟の場合は、いきなり通常裁判になります。この疎明資料を集める準備から始め、作文をして裁判官にこれを訴えていきます。作文するには、当然、時間が掛かりますし捗りません。そこで、疎明という言葉は辞書で取り合えず引張ってみたのですが「言い訳、弁明、確信ではなく確からしいという推測を裁判官に生じさせる当事者の行為、または、これに基づき裁判官が一応の推測を得ている状態」と出てきます。なんか面倒ですよ。おれは債権者だ！と大声で言ってやりたいのですが、中々そうも言えません。よく証拠を集めることを「裏を取る」と言ったりしますが、おおよそ「6割～7割裏が取れている状況を疎明」と云い、これが「7割～8割に及ぶと立証」と言います。刑事事件では、裏を十分に取らなければ公判が維持できませんから大変な作業であります。

次の③和解条項はSTEP2の資料になりますが、色々なパターンを付けています。相手方と和解をする場合、和解条項を作り裁判所に提出します。そのうち第3項にある懈怠条項。この懈怠条項の文中には「分納計画に1回の懈怠があれば期限の利益を喪失し遅延損害金を付して一括請求」とよく記載します。この3項に、このように記載すると、裁判官

が「1回ではなく2回の懈怠にしては如何か、3回にしてはどうか」と聞いてきます。裁判官は、債務者寄りの仲裁をしてくるものです。私も何度も何度も弁論を重ねていく中で「われわれ行政機関には、取るだけじゃなく、滞納者の救済もスタンスとしてあるんですよ」ということを弁論の中で主張します。これを主張し続けると、裁判官の心証主義から、私ら行政のスタンスや提案についても多少考えてくれるようになります。救済という言葉は、裁判官の心証をよくしますし、そうなる意外と原告ペースで事を進められるようになります。ここでのテーマは「裁判官に懈怠2回を言わせない」ということです。我々には時間がないですし件数も沢山ある訳ですから、早く進めてもらえるような工夫をします。

先ほど③で「懈怠条項の文中、分納計画に1回の懈怠があれば期限の利益を喪失し…」と言いましたが、あまり公債権では出てこないフレーズですが、これは、何処に根拠があるのかと言いますと「期限の利益と期限の利益の喪失」にあります。民法を開きますと136条と137条にその記載があります。裁判官がよく気にする部分です。また、この部分は書記官によっても言い方が変わります。ある人は「期限の利益喪失条項」と云い、ある人は「懈怠約款」と云い、またある人は「懈怠条項」と言ってきます。これは、全て同じことを言っています。全て和解条項の第3項のことを指しています。もう一度確認しますが、皆さんが見るところは民法の136条と137条、これを盛り込むところは和解条項の第3項、懈怠条項、懈怠約款、期限の利益喪失条項と言いが書記官によって異なります。次は、遅延損害金についてです。条例や督促に遅延損害金について記載があれば民事でも14.6パーセントの請求が可能です。勿論、利





息制限法以下にはなりますが、裁判所は、利息制限法以下であれば何パーセントでもいいようです。例えば、法廷で19パーセントを主張したとします。そうしますと、裁判官から何故19パーセントなのか？と聞いてきます。そこで、私たちの方から「それは今、決めます」と主張し、その場で決めたとします。債務者が裁判官の前で、このパーセンテージでも構わない、仮に、相手方がイエスと言いましたら、この19パーセントも遅延損害の率になります。法廷での話し合いは、そういう感じで進みます。特に遅延損害金について法律や条例、契約にも何もない、督促や催告でも通知していなければ、通常は、民法404条にあたる年5分が利息債権になります。よろしいでしょうか？

そういえば、この前、私の所属する消防団の早朝訓練で朝4時からやっていた訳ですが、そのとき電器屋の息子（幼馴染）から相談を受けました。この電器屋、日本でも有数のパナソニック専門店で、その売り上げも北海道内でも十指に入るほどの成績を叩き出しています。こんな店が私の町にはあるんですね。そいつが消防団では機関員を務め、私が三番員をやったりしています。彼からの話は「この度のエコポイントでデジタルテレビを売り過ぎた、そしたら回収できないところが3件でてきた」という話です。彼は、私がよく仕事で裁判所に行っているのを知っていましたから相談してきた訳ですね。私もそのときは、「そうだな～お前のところは、売掛金等請求事件という事件名なるかな」と流しましたが、そうは言っても幼馴染、後日、訴状サンプルを作って届けてやりました。後は、書類を裁判所の窓口に出して法廷に立つか立たないかはお前次第、加えて、自分が手続きした方が一番効率いいよ、誰よりもこれまでの経過が

判かっているからな、と伝えました。その際に商事債権の遅延損害金についても調べてみた訳ですが、このような商事債権の場合、遅延損害の利率は、最低年6分になります。債権に係る裁判だけでしたら、私も民間に行っても仕事ができるかも???と誤ってしまいましたが、書類作りは、あまり難しくないのでからね。先程も言いましたように、私らの債権でも、遅延損害金について何も触れていなければ最低でも年5分が請求可能ということです。

#### 4-8. 遠隔地の第三債務者に対する取立訴訟

裁判所から債権差押命令が下っても第三債務者は「持参、振込み」何れも義務なし、そんなバカな？

第三債務者から「取りに来い！」と言われれば、債権者はそこまで取りに行かなければなりません。STEP4の20頁と21頁に裁判所から届く注意書きがあります。差押えをこうやり始めますと、地裁からその書類が送られてきます。丁度アンダーラインの「持参、振込み、いずれも義務なし」の部分です。でも、第三債務者が遠隔地の場合、毎月取りに行ける筈がありませんから…例えば、毎月5万しか貰えないのに旅費を7万円もかけて取りに行く訳です。そんなバカなことは誰もやりませんから、第三債務者に対して次にあるSTEP5の「取立訴訟」をやってやろうと云う気持ちにもなります。取立訴訟は、公債権でも第三債務者に滞納処分をしたが支払いが起きない、このような場合は「取立訴訟」を起こします。

#### 4-9. 不納欠損

私債権は簡単に不納欠損ができない、処分停止などが適用されない。私債権の場合は、





実は、取ることよりも不納欠損の方が難しいなど私は思っています。そうして容易に落とせないから、会計規則の拡大解釈（運用方針）や債権管理条例を作る自治体が増えていきます。皆さんがいるここ大阪でも既に作られています。皆さんがいるここ大阪でも既に作られているところはあるかと思いますが、私のところは、今年の9月か12月、何れかの議会に提案する予定になっています。債権管理条例は、ごくごく最近の話ですが、私がこの私債権整理を始めたときには何処にも事例がありませんでした。かの有名な東京都江戸川区のマニュアルも世に出ているか出ていないかというタイミングでしたから、そこで、どうしようかと調べたときに、まずは、赤平市の会計規則第36条不納欠損と上級官庁である北海道庁の財務規則72条、同じ不納欠損を比べてみました。私が北海道庁の住宅担当者とも仲が良かったこともあり「不納欠損はどうしているの？」と近いところで聞いてみましたが、回収方法は私が先生になり不納欠損は道庁が先生に、そこで彼が「実は、規則の下に運用方針がありまして…」と言い始めたんですね。道庁には、規則の下に運用方針という要綱があるんですね。他の都道府県庁にもこれがあるようですが、この運用方針だけを纏めた冊子が道庁にはありました。よくよくそれを開いてみると「国の債権の管理等に関する法律（債権管理事務取扱規則30条みなし消滅規定）」が盛り込まれていることが判りました。これは、民法145条に記載のある「援用」があったものと看做して債権を落とすことができるという法律です。一応、同じことで弁護士先生にも聞いてみたのですが、ズバリ、この「みなし消滅」を回答されました。ここは皆さん、必ずこの特別法を確認しておいてください。

続いて②破産、裁判所の決定で非免責不許

可事由がないとされ、同時廃止に。同時廃止は、皆さんも知っていると思いますが「破産の開始決定と破産手続きの廃止決定が同時に行われることを同時廃止」と言います。この同時廃止になった場合、私債権は即不良債権化してしまいます。でも即不納欠損ができない、破産以降は「自然債務」になります。私もこの「自然債務」というのが、はじめは何なのか解らず弁護士に聞いてみたのですが、これは「強制執行はできないけども分割納付は可能だ」という債権構造。しかし、破産後の分割納付は稀なケース。私もこのことでは、裁判所に対して意見書を出したことがあります。まず、相手方と民法147条に基づく誓約（時効の中断、債務承認）を取り付けました。その後、相手方が我々を欺き、給与で払う、賞与で払うと何度も聞かされ、その一方で破産手続きを進めていた。それが後で判り、破産法253条の2項には「悪意に基づく損害賠償請求権」というのがありますので、破産決定の後に裁判所に対して意見書を出してみた訳です。でも、これが、どうにもならなかったんですね。後で判ったことですが、これは裁判官の裁量権（自由心証主義）というのが民事訴訟法247条にも破産法にもありますから、よって、主文は覆らず、上告するには軽微すぎる破産事案の結末という訳です。これは、破産の開始決定が下ってから2カ月以内の間に意見書を裁判所に出すことが出来るというもので、その意見書の中身も、もしかすると私が文才に溢れていたなら分からなかったかもしれませんが、まあ～それでもどうにもならなかったでしょうね。今も言ったように、ここには裁判所の自由心証主義というのがありますから、一度、裁判所が決めたことは中々覆りません。その代わりに日本は三審制を引いていますから、その決定に満



足だけ足りないのなら、どうぞ上訴してくださいということでしょう。でも破産でそこまで引っ張るには時間もないですし、あまりにもくだらなすぎて…、皆さんならどうしますか？時間に余裕があり、暇だったらやってみてもいいのかも知れませんが…。あと、破産の申立ては弁護士法がありますから、当然、弁護士に依頼します、我々は受任できません。先ほども、分割納付はレアなケースと言いましたが、これは弁護士が、債務者に対して「あなたは破産したんだから払わなくていいよ」と言ったりしています。私が去年、山形県で今日と同じようにこのことについて話したときには、破産事案を請け負った弁護士に対し「あなたは法曹界の人間でしょう、法律で飯を食っている弁護士が、社会の応分の負担はきちんと払いなさい、そう言ってくれないと困りますわ…」と文句を垂れてやっただけと言いました。それで、その後に色々調べてみると、どうもここには偏頗（へんぱ）弁済というのがあるんですね。偏頗というのは偏ったという意味になりますが、一旦、破産の申立てをしてからは「あの人は特に取り立てが厳しいから」ですとか「あの人には特別にお世話になっているから、ここだけは払わなきゃならない」ですとか、この偏った返済を破産手続中にやられると「免責許可の決定」が裁判所から貰えなくなりますから、弁護士が困るんですね。そのようなことで「債権者には一切払わないでください」と言っていることが判りました。ですけど、僕が思うのは、弁護士にはその先もう一言が必要でしょう、ということです。破産にあたり免責不許可事由がないということで晴れて免責許可の決定が下ったのであれば「今は、誰にも払ってはいけませんよ、しかし、公金だけは必ずあとで分割しなさい」という一言が、弁

護士には足りない訳です。破産事案においては、偏頗弁済と破産の決定が下ってから分割納付ができるという自然債務の考え方がありますので、私らも、そこをきちんと弁護士と調整するとか、債務者と十分に話を詰めておくということが必要です。そして、私の場合、意見書を出しても、どうにもならなかったというお話でした。

#### 4-10. これまでの赤平市

赤平市は今までどげんさしてたか？（東国原知事のご降臨です）

①滞納があり且つご近所からも苦情があるのを見せしめに明渡裁判、強制執行を1件やっていた。

こんなのは、困ったことに、見せしめ以外のなものでもありません。

②内容証明郵便を送付していた。

皆さんもこれを出したことがあるかと思います。縦26行、横20文字、1件出すのに1,220円も掛かってしまう。これをただ送るだけでは単なるパフォーマンスに終わってしまいます。そもそも内容証明郵便というのは「訴えの提起」をするときの「証拠作業」です。訴えを起こすつもりもないのにただ送ってしまったのでは全く意味がありません。単なる浪費。皆さんのところの住宅係もコストをかけて内容証明郵便を送っていませんか？これは、相手方に「契約解除などの意思表示を行うような場合に送付」するものです。目的もなく、ただ闇雲に送付し実がないとしたら市に不利益を与えたということで、今まで黙ってきた住民からは「住民訴訟」を起こされてしまうかもしれません。多分、こんな小さなことでは言われたいとは思いますが、細かいことを言えばそう云うことです。

③四半期ごとに督促状を送付していた、一



工程として盲目的に送付。

何故、3カ月なのか？公営住宅法にも市営住宅条例にも「3カ月滞納したら明渡せ」と書いてありますので、僕が来る前までの住宅係は3カ月毎に督促状を出していました。本来は、夫々に納期限がありますので毎月出さなければなりません。

④平成14年に支払督促を10件程やっていた。

仮執行宣言まではやっていたのですが、その先どうしていいか分からなかったという状況です。でも、そこまでやっていたのであれば、既に私たちの手元には債務名義がありますので、私が住宅係に来てからは全て私債権での差押えにしました。相手方からは「今頃かよ？」と言われるかとは思いますが、全て差押え、全て回収に回しています。ここでの債務名義はおおよそ回収されましたが、当時はこんなパフォーマンスを赤平市でもやっていたんですね。今となれば隔世の感があります。

⑤誓約書も数件取っていた、これも確実とは言えない、誓約履行がストップしたら打つ手がない。

当然、①～⑤をやっても完済される筈はありません。おまけに人員減です。57歳以上はもういませんし、新規採用はしていませんし、自然減、私の係も2名減、こんなことも金を貰えなくなって漸く分かります。皆さんは、余力があるうちに何とかしていきましょう、ということです。私も反面教師ではありませんが、赤平市のようにはなりたくないと思って皆さんには頑張っただけなんです。ですから、これまでキツイことを言いました。私のところのような小規模自治体で2名も削られたらホントに痛いですよ。

CHANCEと思いCHANGE、ここ1～2年

でやってきたことトライ

### 5-1. 督促状から催告書へ手法を切り替え、税のノウハウを使えるだけ導入

CHANCE（チャンス）と思いCHANGE（チェンジ）、ここ1・2年でやってきたことTRY（トライ）ということで、これは言葉遊びです。CHANCEの「C」とCHANGEの「G」、下二桁の「CとG」何が違うか、「C」の中にはTRYがあります。ですからTRYをもってCHANGEを図り、CHANGEができればCHANCEだね、こんな言葉遊びで今日までやってきました。要するに力を抜いて自然体で仕事をやっています。これは「公務員は頭がいいから、力を抜いて柔軟にやれよ」という、私が尊敬する師匠から教わったスタンスです。

では、先に進んで資料の11番目、督促状から催告書に切り替え取りあえず視覚に訴えてみた、ということで…今でも私は、極限まで税の手法を使っています。赤紙もそう、収納対策本部もそう、全てがそうです。私の町は、毎年春に収納対策本部会議というのをやっていますが、名前が「第1回収納対策本部会議」。去年でしたか「お前ら、ここに第1回って書いてあるけど、2回目は何時やるのよ？」と聞きましたら、2回目がないんですね。「それなら、ここに書いてある『1回』取れよ！」と言ってやりましたが…それで、話を僕のペースにシフトさせ「まずは、役所の抱えている債権は三分類に分けられるから、これを三分類にすることから始めよう！」ということを主張しましたのですが、まあ～これを言っても、うんでもなくすんでもなく動きませんでしたね（笑）。こんなことで収納対策本部会議は、毎年、幼稚園の発表会のようなことをずっとやってきたのですが、収納





率なんか集めて資料にしたってどうするの？と…そんなのは、後で見れば誰でも判かりますから、だから「いいかげん発表会は止めて、こういう先進事例がどこ何処にあるんだけど、赤平市はこれからどうする？」という話ならまだ判かるんですよ。僕もそんなことを言い続けて今年で3年目でしたから、どうやってこれを動かそうかと、色々とおの手この手を使って、漸く今年は重たい山が動き出しました。今年は、債権管理条例にも議論が及びました。人を動かそうと思ったら時間がかかるものです。収納対策本部というのは、全庁各収納担当が一堂に会し、役所の債権整理について会議をやる訳ですが、赤平市は財政難で、これまでもスクラムプランという名称の会議や官民協働で民間もない役所もないという辺りで何度も会議をやってきましたが、そのときのスクラムプランの中で、焼き鳥屋の店長が、ひとついいことを言いました。これに参加していた職員も今ではみんな忘れていますが、私はこう云うのを忘れません。何を言っていたかという「おれんちは焼き鳥屋だ、バラバラの肉があったら焼き鳥って言わないんだよ、串を一本通して初めて焼き鳥って云うんだ、わかったか！」という話です。これは自治体経営にも当てはまります。そういう自分の仕事を例にこの経営者は「いつまで経っても役所はバラバラじゃないか、世の中というのは会社もそうだけど、串を一本通せば、もっと上手く回るんじゃ～ねえの！」という店長の名言です。ですから、収納対策本部会議の中でもそれを思い出してもらおうと何度も言うのですが、中々皆さん気付きませんね。それでも長いこと言い続けた甲斐あって、今年は漸く、漸くですが気付いてくれました。いっそのこと収納対策会議に焼き鳥屋の店長を呼んでしまえ！とも思っていました

が、山が動いたので良しとしています。私の今のテーマは「多官庁連携」です。警察だろうが、保健所だろうが、都道府県庁だろうが、住民が幸せで仕事が快適に且つ世の中が円滑にまわり良くなるのであれば、俺は誰とでも手を組む、何故、未だに縦割りでやっているのか、何故、組織の中で仲良くなれないのか、手を組んだら少しはスムーズにやれるんじゃないの」ということを、警察にも何処にでも私はよく言っています。あなたたちも税金で飯を食っている、ということです。僕のところで進めた精神保健法事案（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）なんかはいい例です。警察も動かない、保健所も動かない、そして私たち市町村には権限がない、こんなことで何処も動かない訳です。それで、警察も保健所もどこも動かなかったのが、僕のプロジェクトが始動しました。条例改正のように半分に精神保健法、もう半分には警察官職務執行法、この二つの法律には似たようなことが書いてありまして、これを対象表のように資料を作って両者に届け説得しました。そこで、彼らが云うのは、例えば「道端でフラフラしているような変なヤツは警察の管轄」、「精神的に頭がいつちゃってて、市営住宅で薬品と薬品を混ぜ合わせて異臭騒ぎ、これは薬事法違反でしたが、こんなことがありますと保健所の管轄」だったりする訳です。でも、両者とも動かない。だから、先程の条例改正のような対象票をつくって備考欄を設けて僕の意見を書いて、警察も保健所も私らも公務員、みんな税金で飯を食ってる、ここで一番の被害者は6年も7年も涙を流している彼ら住民、誰でもいいから動きましょよ！と、ここまで言ってもまだ何だかんだと云うんであれば、ドアは私が開けますから、これで裁判になろうがどうなろうが、後は、僕が



責任を持ちますから、それでいいでしょう！  
と言ったとたんに、警察が6人、保健所は2  
名出して、6年越しの事案が解決したりする  
訳です。でも、本来これは、住宅係の仕事で  
はないんですよ。

今年も1月1日に市営住宅から遺体が出て  
きました。警察もさすがに正月は手薄ですか  
ら私も手伝ったりしています。私は係長です  
から、休日や夜間の緊急電話などがガードマ  
ンに入りますと、一番最初に電話が鳴るのは  
私の電話です。先ずは現場に直行します。僕  
の場合、日頃から警察官とも連携し仕事を進  
めていますから「山森さん、ちょっと手貸し  
てくれませんか？」と云われれば「いいよ」  
と、一緒に遺族の連絡先なんかを調べたり、  
遺体袋のチャックを閉めたこともありました  
ね。酷いときでしたら同じような変死事案で、  
炭鉱住宅のエレベーターなしの4階から警察  
官と私と3人ぐらいで遺体袋を降ろすのを  
やったこともありました。こうなると私も何  
屋か分かりませんが、そういう中で、この裁  
判も1人で進めています。ホントに私は「何  
でも屋」になっています。

## 5-2. いきなり元暴力団構成員ほか関係者 の明渡裁判からスタート

初めは上司も冗談かと思っていたと思いま  
す。誰もやっていない訳ですから…。地域住  
民からは「山森が来たし、何か聞いたら、あ  
いつは税務課で差押えをバンバンやってきた  
みたいだから…」という話にもなって、私も  
馬鹿ですから期待されたのかと思ひ喜んで  
やった訳ですが、最初はハメられたかと思  
いしましたが、最初に手を付けた裁判が、この  
「暴力団関係者の事案」でした。そこで予期  
せぬ出来事が幾つか…裁判所からの「援護要  
請」が出てきました。先ほどの建物明渡等請

求事件での出来事です、これは支払督促では  
ありません。先程も判決をもらった後に40万  
円を支払って強制執行を進めると言いました  
が、その時は、分かりませんでしたからその  
まま進めました。今では、建物明渡しを執行  
官に依頼する前に搜索公売をジョイントす  
る！と言ったのですが、当時は解かりませ  
んでしたので、そのまま進めました。先ず、  
我々が強制執行の手続きをして家の中に執行  
官が入りますと、執行官が何かおかしい？と  
いうことを言ってきました。僕たちも中を覗  
いて初めて判ったことですが、家の中はもう  
滅茶苦茶で、5年生の女の子と高校1年生の  
男の子「子供達2人で生活」していました。  
それで奥さんが筆頭者で夫はヤクザで、住民  
登録も擬制世帯になっていました。そこに裁  
判所の執行官が入ったら「どうもおかし  
い！」となった訳です。それで早速、援護要  
請が出てきました。初めは、援護要請の意味  
が何だかよく判かりませんでした。執行官  
にどうしたんですか？と聞くと、「子供たち  
だけで生活している、このまま進めで大丈夫  
か？」という話です。当然、裁判所には福祉  
事務所がありませんから引き金を引いた赤平  
市「あんたのところには福祉事務所があるで  
しょう、これの対応を考えなさい」という訳  
です。はじめは福祉も、そんな大事なこと何  
でもっと早くに言わないんだ！と怒ってきま  
しましたが、俺たちも蓋を開けて初めて分かつた  
ことですから…と、こんなことで纏れました。  
でも、喧嘩する訳にもいかないですし、何と  
か福祉とも調整を図り手伝ってもらおうの  
ですが、相手はヤクザですしどうしようかと思  
いながらも、仕方がないですから引かず  
にそのまま進めました。小学校5年生の女の子は私  
が、高校1年生のお兄ちゃんには私の上司が  
学校に行きました。そこで、校長、教頭、担



任とその子たちと話をして「ごめんね、家に帰っても、もう家がないんだ、家に入れないんだよ」という話をして、お菓子を買って飲み物を用意して、役所の和室で女性職員に面倒を見させて、母さんに連絡を取って、夜迎えに来てもらいました。母親からは、唾を吐き捨てられて子供は連れて帰った。でも、高校生のお兄ちゃんは、家に帰りたくない彼女のところに行くと言って一緒に車に乗って行かなかった。初めは、いいのか？とも思いましたが、暫く様子を見ました。それで明渡しの当日、色々と調べてみたのですが、住宅のドアが渋くて男が2人がかりでやっても開かない訳ですよ。それで、学校にはどうやって通っていたのか？と云うと、窓から出て学校に通っていました。こんな状況でした。お姉ちゃんには、これからどうしたい？と聞くと、今まで一人ぼっちだったのに、母さんと住みたい、と云うんですね…。それで言い忘れたのですが、そこは炭鉱住宅で部屋には風呂が無いので、敷地内には皆で入る共同風呂があるのですが、そこに行っていなかった。どうしてたのかと云うと、洗濯機にお湯を張って風呂に入っていました。そんなことも色々わかって裁判所から援護要請、兇相の線が出てきた訳です。このときの明渡裁判は、もう滅茶苦茶で、その後も赤平市は小さい町ですが山口組系直結の組長が2人いて、1人は明渡裁判一歩手前で追い出しました「やった～」と思いましたが、もう1人は経済ヤクザで滞納もありませし、役所も気を使いながらやっているので、今度はその組長から電話が来まして「お前らが明渡裁判をやるから俺の貸している店舗で飲み屋をやっているんだ、そこに住みやがってどうしてくれる！」という話です。そんなことがありました。

去年は、暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律第2条第6号（暴対法）を市営住宅条例と特別公共賃貸住宅管理条例2つに盛り込んで、警察署長と隣の歌志内市と赤平市、2市1署で協定を結びましたが、こんなこともホント一苦勞ですよ。作っちゃっていいのか？…気を使わなくちゃならないですよ。

私が、住宅係にきて初めて手をつけた明渡裁判でした。

### 5-3. 多重債務発掘し、任意整理と滞納整理を同時に試みた

誓約時に他の窓口で聞き出していないような滞納理由を聞き出し多重債務者を発掘、即窓口で過払金計算、弁護士に繋いで任意整理を試みました。先程も言いましたように1週間から10日ぐらいの間に35件、今までの通算で言ったら40件、いや50件程やっているかもしれませんが、着手金は1件3万円、掛けることの件数、掛けることの5%が着手金になります。過払い金が回収されれば23~24%ぐらいの成功報酬を弁護士先生も取りますから結構ラッキーですよ、弁護士先生も。普通は、一つひとつ依頼しますと、過払いが出ないものは「後で、手数料を払ってください」となりますが、これだけ一度に件数をやっちゃうと、中には、やたら返ってくるものと返ってこないものが出てきますから、全部ひと括りにワンセントで考えてもらうことで、多重債務者の生活再建や救済、滞納整理がうまいように成立していきました。そんなことで、後から手数料を請求されたケースは今のところ出ていません。任意整理を進めて過払い金がない場合も足りなかったら足りないなりに「払わなくていいよ」ですとか「郵便代だけで構いませんよ」ですとか言っていますので、私らも非常にラッキーです。こ





んな流れで、私は債権整理と多重債務者の救済を同時に進めております。ですけども、最近サラ金がどんどん潰れ始めています。もうそろそろ廃業すると言っているところも中にはあるようですが…私の抱えてきたケースでは、昭和の時代に100万5口借りていて、ついこの前まで払っていた奴が計算のうえで一番過払いが大きかったですね。これを計算してみると、何と三千万円の過払いが出てくる計算になりました。つい先日、この清算が終わりましたが、最終的に返ってきたのは200万円。そこで、弁護士先生に「ちょっと返りが少ないですよ？」と聞くと、もう廃業するからという話で、返戻される額も少なかった、ということでした。廃業するからといって、三千万円が200万円であらうと多重重債務者でも納得できるかなと思いましたが、私にはどうすることもできませんから致し方ありません。そんなことも先程ご紹介した『裁判の秘密』という本を読みましたら全部答えが出ています。なんで世の中そんなことになっちゃってるの？についても全部ここには書いてありますので、私はこれを図書館から借りてきて読みましたが、皆さんの町の図書館にもきっとある筈ですから読んでみてください。そこに全部答えがあります。そんなことをやってきました。

#### 5-4. 老朽化住宅の入居者には建物明渡裁判をしない、よって差押えを進める

老朽化住宅の入居者（滞納者）には建物明渡裁判は極力しない、その代わりに差押えを行う。執行官予納金と後々生じる修繕費も考慮し、滞納者も固定客と考え、滞納者教育が浸透するまで差押えをやりましょう！ということです。この説明は、先程も触れましたので割愛させていただきます。

#### 5-5. 収納対策本部を情報ツールにしてみた

調査権がない代わりに収納対策本部を隠れ蓑に情報ツールとした。神奈川県秦野市でしたか、債権管理条例の中に「税務課の調べた情報は、私債権においても使うことができる」と条項をつくりました。いいか悪いかはこれからハッキリするでしょうが、このことに対して「それは、地方税法の22条（守秘義務）に抵触するんじゃないの？」と言っている弁護士さんが、実は、江戸川区の債権管理マニュアルを作られた弁護士の中にいました、その方が、次々と出来上がる債権管理条例を分析し、自治体に都合がいいように条例を作ったところをバッシングしています。これをどう思いますか？私も秦野市と同じように条例を創ろうと決めた訳ですが、何故かと言いましたら、今の時点では世の中に沢山の弁護士や学者先生の中のひとりが、いいとか悪いとか騒いでいるだけで、公に判示されている訳でもなんでもないじゃないですか。公然と「これは駄目だ！」となるまでは、そのまま行こうじゃないか、と言うことです。でも、それが「駄目だ」と言われる時までは整理も終わっていますが、それで私のところは、今年の9月か12月に債権管理条例を作る予定になっています。はじめは、こんな債権管理条例の話もありませんでしたから、私も収納対策本部を盾にすることを考えてやってきました。市民に対しても、もし何かこのことで聞かれたらこれを理由にしよう、と考えましたね。現在は、全庁何債権も併せて併合請求として一度に纏めて裁判をやっていますから、条例がないうちはこんなルールを進めるしかありません。

#### 5-6. 申立様式を作成し準備した

仕事が楽しめるよう、楽ができるよう、申



立様式を作成し準備しました。やり始めの頃も今も、私には先生がいませんでした。でも、この資料は結構細かく出きているでしょう。これは全部自作なんですね。どこかのものを使った訳でもありませんし…そこで、弁護士先生の本なんかを買ったりするとワード形式でROMなんかが付いてきたりします。でも、これだと遅い。初めは「差し込み印刷か？」とも考えましたが、そこで回転率を考え、支払督促をやる時にはエクセル、訴えの提起で明渡裁判や過払金などをやる時には作文形式ですからワードという具合に作る方がいいですね。支払督促は回転率が高い手法なので、ここここに数字を入れて『印刷』と、マクロでボタンなんかを作っておけば一度に何十枚も出てきますから、支払督促を主に考えるとしたらエクセル、それ以外ではワードがいいと思います。

#### 5-7. 遅滞なく民事事件に移行した

誓約履行が果たされないものは遅滞なく民事事件に移行しました。何時までも何時までも僕は待ちませんから、只1回の催告を送ってある程度の期間を置いたら、次はもう郵便代はかけません。ここはコスト感覚をもって、いきなり裁判所に直行です。ところで、私も調べてみたのですが、私債権で督促状を出したらどういう結果になりますか？公債権は、納付期限から20日以内に督促状を出して10日経ったら差押えができますよね。私債権の場合は、送っても何にもならない訳ですよ。差押えの起点にはならないですし、時効の中断事由になるとかならないとか、そんなことをやっても何にもならない訳です。何故、督促状を送っているのか？疑問をもちましょう、公の施設の使用料だから？…。公営住宅法は、国土交通省が作っていますが、下級審でも民

法によると言っている訳です。ですから、私は民法に当てはめ作業を進めています。ハガキの督促状は出しません。何をやっても払わない人は、それすら読まないですからね。そうであるなら色つき催告の方がまだマシだと思います。私は催告を年に2回ほど出しています。全て赤紙、もしくは別な色紙を使用します。催告書も出し過ぎると相手も慣れてしまいますから出し過ぎはよくありません。こんなのは何処まで行っても行政サービスの領域です。督促や催告書を何回出したってどうにもならないので、それなら全て催告にしまえ！ということで、色付き催告で視覚効果を狙い、ただ1回の猶予を与え、即誓約書を出させ、分納に繋げます。でも、誓約する必要すら無い奴も中にはいますので、これについては、即、裁判です。そのようにシンプルに考えています。

#### 5-8. 書記官から色々なものをゲットした

裁判所に足しげく通い、書記官から色々なものをゲットしました。皆さんは、苦勞する必要などありません。私がこれを作りましたから同じ苦勞は要らないという話です。最初は、誰も僕の周りには先生がいませんでしたので、書式や文脈、表現、考え方などを「教えて、教えて、教えて」と裁判所に何度も足繁く通いました。今では、教えて？と聞かなくてもできるようになったのですが「たまにはお前、教えてって聞けよ！」みたいな顔をして僕のことを見てきます。もしかしたら書記官も寂しいのかもしれない。

#### 5-9. 理事者が嫌でも関心が持てるよう、切れ間なく決裁を上げ続けた

理事者が嫌でも関心が持てるよう切れ間なく決裁を上げ続けました。税務課のとき



に、左遷とは言わないですが（言ってるくせに）、北海道で初となるSL公売の時は、いずれ自分の大事な人にも滞納処分の手が及ぶと思ったのか、まだ結論を見ないうちに私は税務課から住宅係に異動しました。当時は、SL公売に関与した全ての人間が飛ばされましたからね。それで、次もまた何か自分の身に起きるかも？と試験的に様子を伺いながらと言いましょ、しかし、1件2件とチマチマやっても面白くはないですし面倒ですから、一度に10件20件と纏めて書類を作り裁判所に申立てました。すると、これが驚くことに次々と異議申立てになり、専決処分の報告も議案として議会に上がりますから、議員の方が先に味方になったのか首長が先か、よく分かりませんが、いつまで経っても「やめてくれ！」とは言ってこないのです、それで、そのままポンポン上げ続け、議会も首長もその他の人も何も言ってこないのです、今では、これが当たり前の作業になっています。私に対しては「よくやってるね」とは言っても「やり過ぎだね」とは誰も言ってきません。こうなると、僕としても文句なしです。

#### 5-10. 数種類の私債権をまとめて一括整理

資料の20番目、数種類の私債権をまとめて一括整理を試みた。普通はやらないと思います。私は住宅係ですから賃料です。しかし、賃料、上水道、し尿、駐車場、医療費、その他にもあれば全部まとめて私が1人で裁判を進めています。裁判所に1回持っていくのも、1つの債権をやるのも、10の債権をやるのも、手続きは一緒です。ですから、皆さんの手元にある支払督促のSTEP1は併合請求になっています。「色々な債権を併せてやる」という手続きになっています。単品ではなく、是非、纏めてやってください。赤平市では、昨

年から医療費も併せて回収しています。病院は、依然、赤字ですからね…。

#### 5-11. 口頭弁論を通して法律を学ぶ

資料の21番目、督促異議の訴訟から口頭弁論とは何かを学び、口頭弁論を通し法律を学ぶ。よって、1に行動、2に法律の順番です。簡単に異議申立てが出てきますので、督促異議の訴訟に移行します。これは通常裁判です。督促異議が出されると口頭弁論が開かれますが、それまでは大して法律を見なくてもいい。皆さんは、民事裁判が特別なものとして法律でしっかり固めてから動こうとします。でも、先に行動の方が絶対いい結果に繋がります。口頭弁論にぶつかるからこそ、法律もすんなり頭に入っていきます。でも、皆さんが弁論にぶつかったときに真剣ならば、僕に電話を1本ください。余計な調べ物はしなくていいです。既に私と皆さんとはここで繋がりましたので、ここを見た方がいいよ、あそこを見た方がいいよ、こうした方がいいよ、と言ってあげられます。僕にもあまり時間はありませんが、真剣ならば電話をください、応援します。

とりあえず口頭弁論までは、法律なんて大して見なくていい訳ですよ。送達の方法ですとか、民事訴訟法98条以降や382条以降を見ておけばOKです。あとは、民法21条と22条、民事訴訟法の4条に5条、裁判籍が何処か？ということさえ判っていれば完璧です。私も何故こんなことを言えるのかと云いますと、法律を調べて、私も頭でっかちになった時期がありました。書記官に「民事訴訟法にこう書いていますよね、これは民法でこうなっていますよね」と質問した時期がありました。そうしましたら「そんなのを覚えて、どうするの？」と書記官から言われた訳です。分か





りますか？法律を調べて、そのことを確認の意味で聞いただけなのに「そんなのを覚えて、どうするの？」と言う訳ですよ。ですから、「なんで、あんた達はそんなこと言うの？性格悪いな、アホか」と初めは思いましたが、ここには格言があるんですね。「汝は事実を語れ、さらば我は法を語らん」ローマ法以来からある格言らしいのですが、今でも司法試験にも出ているようです。汝というのは、裁判官が私らを見下して「お前ら」ということで「お前らは事実だけ述べればいい、後は裁判官である私が法律を述べますから」という素晴らしい格言です。それを裁判所の人間みなさんも当然頭に入っていますから、きっと書記官もただそう言っただけでしょ。私も、何回も何回も足繁く通っているうちに「そんなのを覚えてどうするの？」と言われていきますので、所詮、法律が「こうなっています、ああなっています」と言ったところで、法的なことは全て裁判官が判断するルールなので、こんなことから、いつまで考えても前には進みませんので、そうなる結論は、先ずは「行動」となる訳です。

次の①②③の一つ目、「建物明渡等判決から債権差押えに変化」「ホームとアウェイでの戦い方は違う、ここはコスト感覚を持って」と書いています。私は支払督促1本でいいなと思っていましたが、あるとき、豊田事案の辺りだったでしょうか、支払督促だけでは駄目だったと云うことに気付きました。何度も出てきましたが、これは覚えておいてくださいね。例えば、住民登録が赤平市にあって、いま住んでいる居所が富田林市にあるとします。今はもう住宅を退去して一時的に富田林市に行っているような想定では、富田林市にある簡易裁判所に支払督促を出して督促異議が出れば飛ばなきゃならない訳で

す。しかし、今現在も赤平市の市営住宅を借りていて、住民票もあり、富田林市に一時的に行っているというような場合では「財産権上の訴え」市営住宅からの建物明渡裁判ができますから、富田林市までは飛ばなくてもいい訳です。赤平市を管轄する近場の裁判所に対して、財産権上の訴えを提起し、事件名も建物明渡等請求事件ということで「等」ですから、水道なんかも一緒に入れればいい訳です。ホームで裁判を起し判決をもらい、その後、執行文の付与申請から執行文を付与してもらい、あとは札幌地裁の本店民事部に差押えの書類を出すだけでいい訳です…。でも、先程のように既に退去し、建物を借りていないのでしたら財産権上の訴えはできませんから、豊田でも富田林でも、やはり金を掛けて飛ばなければなりません。ここは管轄を考え、コストを考えて、手法を使い分けなければいけないということでもあります。これが①番です。

続いて、②番の遠隔地を裁判籍とした場合の戦い方です。先ほども言ったと思うのですが、これは、今と同じように裁判籍が遠隔地の場合に「上申書・準備書面・和解条項」をつくり3点セットで遠隔操作を行うという戦い方です。こんな考え方も口頭弁論ですべて分かったことです。これに係る部分で民事訴訟法276条には「準備書面の省略等」という条文があります。要するに、自分の口を使って陳述できる距離にあり自ら出頭できる場合には、準備書面なんて要らない訳ですから省略できるんですね。自分が出頭できない時に初めて準備書面が必要になります。これで、自分の口の代わりに書面を走らす。準備書面については、民事訴訟法を見ると「攻撃および防御の方法」と書いていますので、書面に自分の思いを託し、攻撃と防御を盛り込んで



3枚セットで送付します。詳しくは、STEP 2に記載がありますので見てください。

次に③番、「訴えの追加的変更と交換的変更」。これはプロである弁護士がよくやったりする方法です。簡単に云えば、交通事故なんかでよくある感謝料と損害賠償なんかのすり変えです。例えば、住宅の家賃について支払督促を出しました、続いて異議申立てが出されました、こうなると口頭弁論に発展します。法廷では、相手方が出頭していますので、その場で「建物明渡しを和解案に追加してしまう」という手法になります。債権者は、入口ベースでは未払いについてしか訴えていないのに、急遽、通常裁判の中で建物明渡しを追加してしまう。多分、皆さんがこれをやったら裁判官室に呼ばれます。理由は「技術的にはできるけども裁判所としては、あまりやって欲しくない方法」だからです。一応、そのやり方もSTEP 2には綴ってあります。ですから、建物明渡しで最初からいくのもよし、支払督促で進めるのもよし、異議申立てが出てくるだろうという想定の下に何れやろうと思っていた建物明渡しをこのタイミングで盛り込んでしまう。このことからすれば、先ほどの遅延損害金の率も14.6パーセントが19パーセントになっても可笑しくありません。法廷で決めたことが、何せ全てですからね。あとは、時効期間が水道は2年、病院は3年、住宅は5年になりますでしょう。賃料債権も5年で落としてしまうのかと云ったら「私債権には援用が必要」という話ですから、基本は落とさない。でも、「みなし消滅の規定があるから落としてもいい」のですが、僕の場合は、何時もどちらに転んでもいいように組立てています。駄目だ、落としたいと思えば「みなし消滅」で落とせばいいし、回収できると思えば勢いを増して回収する。民

事裁判に持ち込み時効期間を5年から10年に延ばすということも一つの方法ですし、和解条項を作って予め相手呼びつけ「あなたが和解内容に基づいて支払わなかったら、その次は、家を明渡ししてもらいますが、よろしいですか？」と組立てたりします。相手方を呼びつけ、予め詰めておく内容は「〇月〇日にあなたとの口頭弁論があるでしょう、この内容でなければ当市としては和解ができないことに内部協議で決まりました、どうしますか？」と伝え、相手方から「分かりました」を取り付けます。事前に相手方との擦り合わせがあることで、法廷では「イエス」が引き出されます。こう云うのを「段を取る、段取り」と云いますが、でも、裁判官はこれを中々良しとしません。裁判官が何故これを良しとしないのかと云いますと、後々面倒なことがある（ひな型に反して和解調書の作成をしなければならぬ）ということが1点、もう1点は、こういう内容でないと和解できないとあんた達が言ったのなら「それならしょうがない」と相手方もなるでしょう、だから「イエス」と言わせた。そういう進め方は、卑怯じゃないですか？ということを経験官室で僕も言われました。私も「いやいや、裁判官、卑怯なんて言わないでください、相手方もきちんと話し合いをして「いいよ」ということになっています」よろしくお願ひしますと云い、私は今のところ2件だけ認めてもらいました。でも、既に注意を受けていますから、3回目はちょっと怖くてできませんね…。こんなことで、今では裁判官が早く替わらないかなと思ったりしていますが、これが建物明渡しを追加する場合の「訴えの追加的変更と交換的変更」です。最近では、民事裁判という領域にもちょっとだけ慣れてきましたので、民事じゃなくこれは刑事司法ですが、



器物損壊を働いたヤクザ者を告訴して突き出してやろう、なんて云うことも考えています。今では、行政対象暴力も対応できるようにしていますししています。

### 5-12. 複数の私債権担当者を法廷に

複数の私債権担当者を法廷に招き、原告席に順番で座らせました。私が、水道も病院もすべて面倒を見ているし、大体、わたくし以外は法廷に行きませんから、それで「たまに来いよ」と誘うのですが、まず病院なんて忙しいから来ませんね。でも、たまに来てくれたら原告席が2席ありますから私の隣に座らせて、裁判官と書記官と被告とのやり取りは、すべて私がやって、私の隣に座ったときには、何も喋らせないでその空気を味あわせて後で「どうだった？」と聞いたりします。それで「何かできそうですね」と反応があり、そこまで言わせたら「そうか、お前にもできるよ大丈夫だ！と言って、後で全部持っていくから、それじゃあ研修いつにする？」みたいなノリで、どんどん兵隊を増やしていきます。それをやらないと僕も身がもたないですからね。いま以って、何故、水道の面倒を見ているのか、何故、病院の面倒を見ているのか、よく分かりませんが、取りあえず試験的にということで始めてから既に3年が経っています。いつまで試験が続くのか…。

### 5-13. 私債権整理が増えるにつれ、味方が増えた

私債権整理が進展するにつれ、味方が増えました。産業課は、代位弁済を抱えています。皆さん代位弁済ってご存じですか？市が債務保証することを条件に銀行から中小企業に対して金を貸付ける融資制度がこれです。東大阪市なんかは、中小企業の町、ハイテク企業

がズラリと並ぶことで有名ですが、色んな素晴らしい中小企業があるでしょう。銀行にも貸し渋りがありますから、資金繰りがうまくないときに市役所枠で銀行が融資して回収できなかつたら市が補填するという代位弁済です。でも、この債務保証を役所が行うこと自体が、どうも非合法みたいな話ですが、とは言っても既に債権債務の間柄に市がなってしまう訳ですから、元々の法律がどうなっているかと云うことよりも既に代位弁済してしまったこの債権をどうするか？ということの方が今は問題ですから、回収できるものは早く整理しなければ駄目ですよ。そして、財政課は、連結実質赤字比率の赤平市ですから、夕張の次ですから当然、気になります。市民生活課は、し尿処理手数料（汲取り）を抱えていますし、国民健康保険税も抱えています。そして、国保には搜索させていますから、当然、気にならない筈がありません。水道課は面倒を見ているし、病院も面倒を見ている。三セクは、赤平市が夕張の次だと言われたのが3年前になりますが、赤平市が何をやったかと云いますと、第三セクターを民間に売却し、学校の跡地も民間に売却しました。職員給与費も3割カットをやって総務省にお土産を持っていき助けてもらったのが実態です。こんなことで、かろうじて早期健全化団体にはなりませんでしたが、内状はどうあれ、数字のうえでは健全化してしまった訳です。でも、これで回復したなんて甘いことを言っていたら、単に借替えできる先が出来ただけの話ですから、油断したらまた悪くなることを職員みんなが気付いているのか疑問です。私も、次に気付かせるタイミングは何時なのかと、次は、次はと作戦を練るばかりですが…それで、三セクは売却できましたが、担当者が色々と私に聞いてき





まして、既に和解までやっていたのですが、誰かに売るということは債権放棄しなければ売れませんから、それで債権放棄しなくても何かいい方法があるかい？ということで私に相談があって、今となればネタにしなくてもいい話でありましたが、ホームセンター・ホームックに2億で買っていただき、学校跡地は生協さんに2億だか3億で買っていただきましたので、それがあって連結実質赤字比率の上でクリアになっています。三セクについては、結果として何とかこれで売却できましたが、こんなことがありました。これで、味方で増えていきます。

#### 5-14. 師匠や仲間との出会いから学んだこと

私も、ある人との出会いから、人生が変わりました。人というのは分からないものです。まさか、今ここで喋っているのも私の公務員生活において想像できないことでもあります。先ほども菅原さんが話していましたが、私も税務課から飛ばされなかつたらこんなことにもなっていない訳ですよ。税務課から異動したときは、既に堀先生にもお会いしていましたが、多分、その時には折れない心、勇気みたいなものが自分の中にも備わっていたのだと思います。でも、師匠から教わったことは、とてもシンプルでした。

菅原さんの資料にも書いていますが、私の師匠、現YAHOO! JAPAN-ECコマース官公庁担当の堀博晴先生から学んだことは、①逃げない、引かない、驚かないという仕事に対する姿勢、②搜索も公売も簡単ですよと、その気になったからできた。師匠に出会った当時は、よく先生もこんなフレーズを言っていました。私も住宅係に移ってから、私債権整理もできるかな～と思えたのは、最初は苦

労もありましたが、多分、自分でその気になったからできたのだと思います。心の持ち方って大事だな、と思います。③自分が貸した金を返してもらおう気概で自らを鼓舞、考え方をシンプルに民事裁判を楽に考えるようにしました。④公務員は頭がいいから…何事も常識的に解釈することで楽になれる。⑤まずは行動、法的なことは嫌でも後から付いてくる。行動から入る方が、法律も頭に入りやすい。⑥悩んだら押さえる、間違っていたら返せばいいだけ。これを裁判の手続きにも当てはめ「訴えてもいつでも取り下げられる」と民事裁判も楽にやれました。目的達成にまい進し間違いがあれば素直に謝る、委縮せずに間違いを恐れなくなりました。謝ることも想定内これだとミスも怖くない、肩の力が抜けたことで回転率はどんどん上がります。⑦都庁での〇〇対策…ということで、私が最初に堀先生の講演を聞いたときに、小笠原諸島がアメリカから返還になったとき「地方自治の原点を自ら見たい」と家族を引き連れ、小笠原諸島の返還対策に当たられたそうです。その後も、都内では、環境対策、同和対策、防災対策、収納対策と続き、東京都の「対策畑」に次々当たられています。色々ある対策「俺は、行く場所、行く場所、いつも対策という名前がついていた」と先生からお聞きしましたが、多分、そこから読み取れるのは自ら課題に挑んで道を開いていくというプラス思考、私も堀先生から行動学を学び、今もモチベーションが維持されていると思います。ですから、私の仲間うちでは、皆さんもそうですが、これから恩返しをしたいと思っている人も非常に多いと思います。よく民間で「成功したければ、成功者に会え」と言うじゃないですか。堀先生ご本人に一度は会った方がいいですよ。それが、仕事に関係



するかしないかはどうでもいいと思うのですが、皆さんも一度会ってみてください。もう会われているのならいいのですが、私はこんなことで変わりました。⑧刺されていない…当時、新宿歌舞伎町には滞納者が多くて、今は、あまり居ないみたいですが「一夜にして3回看板が付け替わる<sup>いび</sup>厭らしい店」が幾つもあって、1件目で儲けたら一度閉店そして2件目の看板に付け替えられ、また儲けたら閉店、3件目も同じ…レジも看板も全て入れ替えるような悪質な店です。この歌舞伎町にある店舗に、先生率いる東京都主税局が1件目の閉店と同時にレジの現金を全て押さえて、2件目でも看板を付け替え閉まるあたりで全て押さえて、3件目もまた閉店時間に全て現金を押さえて、ということは何日間か続けたようです。ですから、「未だに俺は刺されていない」と本人は言っていました。これも僕たち若者に対するエールだと思います。きっと怖いことでも「正義を愛し、愛をもって恐怖を抑え、爽やかに差押え」というスタンスなのだろうと思います。以降、私の場合は「爽やかに裁判」と読み替え、民事裁判も楽に考えています。

#### 5-15. 重要なのは仲間がいること

重要なのは仲間がいること。皆さんにも仲間がいますよね。仲間はホントに大事です。何をやるにしても、1人で一からやるのは疲れてしまいますので、僕と皆さんも距離がありますけども、ここから交流し戦っていくのも悪くないんじゃないですか、情報交換から進めていくのもいい方法と思います。私の場合は「遠交近攻」とよく言っていて「遠くと交わり、近くを攻める」こんなことをやってきました。有益でしたし、このような連携があってもいいんじゃないですか。

「ここぞの時にモチベーションを上げる、仕事にメリハリを付ける」。疲れてきたな～と思えば、抜くときは抜いてリラックスしましょう。今日も早く寝るぞと云いながら必ず酒は飲みますかね～…今日も飲みますよ。仕事は楽しくやりましょう。

#### 5-16. 兵隊増員

この展開を全庁に浸透させ兵隊増員。私のところは3年越しで漸くこれが叶いそうです。民事裁判は、役所のどんな場面でも想定されます。どんな業務でもそういった局面がありますよね。福祉であったら、生活保護費の不正受給があったり、住宅係では、普通に債権回収をやる外にも、民法事務管理697条で目の前の事案をそのまま放置したら誰かの不利益になるから、先に役所で仕事をやってしまい、後で相手方に費用を請求する、支払いが起きなければ損害賠償を負わせる、こんなこともありますよね。これもすべては民事裁判です。土木で河川敷地を貸したんだけど、これが元で住民トラブルになった、これも裁判ですよね。窓口にある書類を勝手に持っていった、これなんかは窃盗罪に当たりますから刑法犯でしょう。こういった具合に、色々なタイミングが転がっています。ですから、裁判とはこういうものだど何処かで一度学んでおけば、色々と転用可能かと思います。先ほどの売掛代金等請求事件は民間の事案ですが、いつの間にやら民間債権でも回収できるようになってしまうのですから、今ここから、このタイミングから経験された方がいいと思います。

#### 5-17. 羨望的、徴税吏員証

皆さんには徴税吏員証がありますよね、私には残念ながらありません。4年前に取り上



げられました。しかし、欲しいからと云って作ってしまえば、虚偽公印公文書作成等同行使の罪で被告席に座ってしまいます、刑法第156条。誰もそんなところには座りたくないですし、これは覚えなくてもいいですが、でも、これからは債権管理条例をつくり情報だけは得たいと…、そんな組立てを考えているのは私だけでしょうか？

#### 5-18. 裁判とは社会の共同幻想を維持するためのセレモニー

裁判は、社会の共同幻想を維持するためのセレモニーである。刑事は有罪に、民事は形式的に。このフレーズは、中々いいですね、裁判とはセレモニー。日本の三審制は、地裁、高裁、最高裁とありますが、今や「第一審を司るのはマスコミ」だと言われています。マスコミが記事にして、週刊誌で叩いて、新聞に書かれて、テレビでガンガンやられますと「共同幻想」が生まれます。マスコミが袋たたきにしたら、もう第一審は終わったようなもの、有罪が決まったようなものです、怖いでしょう。ですから、週刊誌や新聞、テレビの報道自体が裁判官になっていると本には書かれています。そして、第二審は警察、第三審は検察。そうすると、裁判所はいったい何をやっているのか？それで、裁判所がセレモニーを行う場所ということです。これは刑事司法の状況です、民事司法ではありません。刑事司法での有罪の確率は99.78パーセント、そして、民事はどこまでいってもセレモニーです。取れないのが当たり前。でも、自治体は何とか回収できています。どうしてかと云いますと、それは権能をもった税務課の存在があるからです。「共同幻想というのは、皆さんの心の声、国民の抱くイメージ」そのものです。ここ大阪は、橋下府知事が府民から

すごい人気でしょう。大阪府を何とかしなければいけないという共同幻想が住民の中に起こり、それが人気に表れています。裁判ではないですけど、要するに周りの人、市民、住民、世間を味方に付けることで、裁判であろうが、選挙であろうが、既に勝者は決まったも同じ。夫々が市役所に戻ると住民が待っています。住民の皆さんがやはり宝です。まっとうな住民皆さんが9割いて、たかだか1割程度が滞納、この9割の人を守るために我々は働かないと、当然、市役所も支持は得られません。よって、裁判とは、社会の共同幻想を維持するためのセレモニーである。

(最後です)

いよいよこの研修会もこれで終了です。大学の講義でも何でもそうですが、よく言うのは、これで資格を取ったとするならば、トヨタ流「資格とは、足の裏に付いた米粒である」と、私はいつもこのことに触れて研修会を後にします。「足の裏に付いた米粒」というのは、取らないと気になりますよね、でも取っても食べられない。資格なんて云うものは、取っただけではどうにもならず、一步踏み出さなければ何も始まらないということですから。こう話を聞いていただき、早い段階でトロイカ、中馬開拓者に皆さんがなっていただき、今も最後に触れました社会の共同幻想ではないですけども、9割以上の住民を守るように戦わなければならないということです。皆さんはそれをやろうとしている訳ですから頑張ってください。終わります。



# トロイカ とろいさ

私債権及び非強制徴収公債権に係る整理  
回収プログラム

とっても、取っても  
ろうりよくつかい面倒な  
いらつく  
さいばん民事司法

よって、皆が諦める  
したがって、皆が中馬開拓者（トロイカ）

誰かが取らな～あかん

2010.07.09 マッセ O S A K A





某 町（未収金一覧）

（某町歳入グループ集計／税・税外収入等における滞納繰越額調べより）

自治体が保有する債権には、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の区分がある。自治法、自治令は、前段3つの種類の債権構造について、債権管理の方法や時効等においてそれぞれ異なった取扱いをしているので、債権管理を進めていく上では、まずは区別が重要となる。		
強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
①公法上の原因（処分）に基づいて発生する債権 ②公債権は、相手方の同意を要件とせず行政庁の一方的な意思決定により発生 ③法律に滞納処分によることができる旨の定めがあれば強制徴収公債権 ④分担金・加入金・過料に該当する債権は、法律に滞納処分によることができる旨の定めがなくても強制徴収公債権	①グレーゾーン債権 ②合意によって債権が発生したものなのか、処分によって発生したものなのか、判然としない債権 ③行政実例では、住宅使用料は公の施設の使用料とされており公債権と分類されているが、下級審レベルでは、公営住宅の使用料は、私債権と明確に認められ判示されている	①私法上の原因（契約・不法行為・事務管理・不当利得）に基づいて発生する債権、両当事者の合意に基づいて発生 ○以下の方法にて回収を図っていく ●1. 通常裁判を起し回収（準備が面倒、印紙額が高い、結論までに時間が掛かる、回数をこなせない） ●2. 少額訴訟を起し回収（60万以下の債権額10件まで。11件目以降は、支払督促にシフトする） ●3. 支払督促にて簡便に回収（準備が簡単、疎明なし、件数制限なし、コスト安、比較的回転率が高い）
自立執行権を行使	代位執行として裁判所に民事手続き	
①民税（個人・法人） ②固定資産税都市計画税 ③軽自動車税 ④国民健康保険税（料） ⑤介護保険料 ⑥受益者分担金（負担金） ⑦下水道使用料 ⑧後期高齢者医療保険料 ⑨保育料 ⑩土地改良事業分担金 ***** 債権総額 281,064,176円 <b>(63.23%)</b> ***** 自治法第231条の3第1項に定める「分担金・使用料・加入金・手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入に該当する債権は公債権と解されており、地方税の滞納処分の例により処分することができる。また、自治法229条により、これらの徴収に関する処分については処分された者も不服申し立てができる。	①生活保護費返還金 ②児童手当の過誤払金 ③廃棄物処理手数料 さらに右債権のうち幾つかの債権が、この非強制徴収公債権として分類される。私債権との違いは、不納欠損処分の進め方、債権回収においては私債権同様、法廷事案となる。過去における判例等も参酌する必要がある。 ●参考図書 【自治体のための債権管理マニュアル】 東京弁護士会弁護士業務改善委員会・自治体債権管理問題検討チーム編 ㈱ぎょうせい	①市立・町立・国保病院医療費 ②市営・町営住宅使用料 ③養護老人ホーム入所者負担金 ④水道料金（簡水含む） ⑤幼稚園入園料 ⑥老健通所者利用料 ⑦給食費（保育士給食代金含む） ⑧生活一時資金貸付金 ⑨ふるさと定住促進賃貸住宅使用料 ⑩XYZマリーナ使用料 ⑪河川敷地使用料 ⑫水利使用料 ⑬高等学校寮使用料 ⑭産業学習寮使用料 ⑮教職員住宅等貸付料 ⑯災害援護資金貸付金収入 ⑰奨学金貸付金 ⑱学童クラブ育成料 ⑲一時保育料 ⑳宅地住宅資金貸付金 ***** 債権総額 163,435,498円 <b>(36.77%)</b> ***** 原告〇〇市、代表者市長、原告指定代理人〇〇市職員が法廷にて原告席に座り、口頭弁論に出頭して事件終結。曰く、回収を図り満足を得る。
平成20年度 未収金総額 444,499,674円 (100%)		

某 町



マッセOSAKA徴収力強化研究会（私債権及び非強制徴収公債権に係る整理回収プログラム）

○配布資料の説明（STEP 1～STEP 9）

- STEP 1 簡便な方法にて私債権回収を進める（支払督促からスタート）
- STEP 2 督促異議の訴訟、口頭弁論、専決処分報告
- STEP 3 差押え準備を進める
- STEP 4 債権差押命令を申立てる
- STEP 5 第三債務者に対する取立訴訟
- STEP 6 訴訟を提起して建物明渡等請求事件を進める場合（訴えの提起（訴状）としてスタート）
- STEP 7 民事裁判において予算執行した費用を回収する（執行費用額確定処分）
- STEP 8 多重債務者の救済と債権回収（窓口から直接弁護士に依頼→任意整理→過払金を役所全ての債権に充当）
- STEP 9 消費者金融が行う訴えの提起（失敗談）

○回収あれこれ（私債権整理でイライラすること）

1. 専決処分事項の指定について（議会から長に対する委任（議員提案））
  - ※みなさんの町の「市長の専決処分事項の指定について」を見てみよう（変える必要があるのかどうか？）
2. 私債権は正真正銘劣後債権、地公体に精通者が少ない（取れないものと思ってきた）
  - ①建物からの追出し裁判（建物明渡等請求事件）はやっている、その後の債権回収はしていない
    - ※100万円滞納の場合（100万円の滞納が、強制執行でマイナス140万円に不利益拡大？）
  - ②家を奪ったうえに給与・預金の差押えまでやるのが本当に正しいのか？これを理由に回収せず
    - ※ここで考えたいのは、9割以上の住民は苦しくとも公金を支払っている事実（この感情はどうする？）
    - ※滞納整理をやらないと住民監査請求で、今度は首長が糾弾されてしまうが、これを社員はどう考える？
  - ③裁判事案は、弁護士や司法書士に依頼するものと勝手に決めつけてきた（金を払って人任せでいいのか？）
  - ④裁判所は、行政職員より仕事をしていない、これは事実、しかも彼らは我らと同じ公務員（単なる窓口）
  - ⑤まずは、法廷（口頭弁論）に足を運んで体験しよう。サラ金は、アホそうなお兄ちゃんが原告席に（笑）
3. 訴状、少額訴訟、支払督促について調べ、時間がないので回転率の高い手法をチョイスした
  - ①訴状（疎明が必要）→契約時から現在まで、建物の価額や構造、図面、証拠や折衝経過等が必要（STEP 6）
  - ②少額訴訟（60万円以下10件迄）→年間10件迄と制限があり、11件目からは支払督促にシフト
  - ③支払督促（疎明が不要、件数に制限なし、費用安価）→左、制度の歴史は浅く、一応、債権整理が簡便に行われるよう用意された手続き手法である（サラ金の少額訴訟などが増え、前身である支払命令が廃止され、さらに簡便な手続きとして支払督促が誕生）（STEP 1～STEP 4）
    - ※大阪府内は、民訴397：電子情報処理組織による支払督促の申立てが可能（OCR形式）
4. 支払督促の書類送達（入口である書類送達が進まない（チャンスは4回）1通常2就業場所3休日4書留）
  - ①私債権者には調査権がない、よって進まない（就業場所・転出先不明・実態調査不可）
    - 「賃料等請求事件」として住宅家賃の請求にその他の債権を付随させるのが好ましい（収入申告が鍵を握る）
  - ②特別送達だから届かない（居留守の場合、住所が正しくても手渡しなので届かない、最後は書留）
    - ※支払督促→民訴382以降「日本国内において公示送達によらないで送達することができる場合に限る」
    - ※訴えの提起（訴状）→民訴98以降「公債権同様に差置送達、出会送達、補充送達、公示送達も可能」
  - ③書類が送達されても異議申立てが出されるケースが多い（支払督促は5割以上の確率で異議申立てに移行）
5. 異議申立てから口頭弁論に移行しても相手はくるとは限らない（口頭弁論で失速、作業増、負担増）
  - ①分割したいとの簡易な主張が、異議申立ての取扱いに・・・（通称）督促異議の訴訟：民訴395＝通常裁判
    - ※ご丁寧なことに裁判所は支払督促の送付時、督促異議申立書と答弁書を一緒に同封する（これで作業増）
  - ②異議申立て（督促異議申立書→督促異議の訴訟）が出された場合のロス
    - イ 督促異議から1か月程度先の弁論期日まで整理は持ち越し支払いも起きない（裁判官の夏休みで2か月先も）
    - ロ 支払督促（当初）印紙額－訴状印紙額（督促異議）＝△不足印紙額（その他、切手の追加負担も発生）
    - ハ 提出書類（和解条項・準備書面（作文形式）・上申書（作文形式））が増える
    - ニ 第一審の普通裁判籍が居所（遠隔地）の場合→旅費が発生（三点セットで遠隔操作、旅費をセーブする）
      - ※ 民21（住所）・民22（居所）・民訴4（給付の訴え）・民訴5（財産権上の訴え）
  - ③分割したいと言いながら被告が法廷に現れない。答弁書による擬制陳述、この場合、申立手続費用が回収できない場合が多い。結末は、和解に代わる決定（民訴275の2）、これは和解ではない。通常、和解は原告が被告に譲歩した場合、一括請求の主張は、差押えで回収できる場合にのみ有効（相手は、有資力？無資力？）
    - ※世の中で起きている民事裁判は8割以上が和解にて結審（民訴89（和解の試み））、和解は一種の分納計画



6. 簡単に差押えができない（調査権がない、ステージが変わる、窓口も担当者も事件名も事件番号も変わる）
- ①調査権がない→財産を特定できない（口座・勤務先が探せない）→対処法なし→そのうち放置、事案は膨れる
  - ②簡易裁判所で債務名義（民執22）を取得し、地方裁判所に差押命令を求める（別添フロー図参照）
  - ③担当者・窓口は、簡易裁判所A書記官から地方裁判所民事第〇〇部債権執行係のB書記官に・・・
  - ④事件名と事件番号も、（簡裁）支払督促（賃料等請求事件）→平成22年（ロ）第〇〇〇号→（簡裁法廷）異議申立て→通常裁判に移行→平成22年（ハ）第〇〇〇号→（地裁）債権差押命令申立事件→平成22年（ル）第〇〇〇号に変化
  - ⑤賃料等請求事件（支払督促）→2週間異議申立期間→A異議なし→仮執行宣言付支払督促→2週間異議申立期間B異議あり→通常裁判（口頭弁論）→和解又は判決等（正本）に執行文付与→債権差押命令申立事件に繋げる  
※給付の訴え＝目的は債権執行（差押えにて債権整理）
  - ⑥建物明渡等請求事件（訴えの提起（訴状））→判決に執行文付与→強制執行を執行官に依頼  
※これは財産権上の訴え、主に土地・建物からの明け渡しを目的とする  
※ウルトラCは、建物明渡しの判決後に搜索公売をジョイント、私債権担当から公債権担当にバトンタッチ（建物明渡等裁判後、執行官予納金をセーブする目的で、国保税担当者に搜索をさせ公売させてみた。すべて完売、一方でコストを抑え、一方で回収に繋げる（執行官予納金に40万は高いやろ!））
7. 裁判所（代位執行）は、事件解決にスピードは不要と考えている（慎重第一）
- ①債権債務者、原告被告から十分に意見を聞き事を進めるのが民事司法、応答なければ自白と看做す
  - ②刑事司法のフレーズ（疑わしきは被告の利益に）、状況証拠は1件1件万全を期し弁論準備に備える
  - ③和解の場合、懈怠条項の文中、分納計画に1回の懈怠があれば期限の利益を喪失し遅延損害金を付して一括請求!と記載すれば、2回の懈怠にしては如何か?と、裁判官は債務者寄りの仲裁を行う
  - ④心証を良くすることで、意外と原告ペースで事を進められる（③の懈怠2回を裁判官に言わせない）  
※期限の利益、期限の利益喪失については、民136・137参照（和解条項第3項→懈怠条項として記載）  
※条例や督促に遅延損害金について記載していれば年14.6%が請求可能（利息制限法以下であること）  
特に遅延損害金のパーセントについて謳っていない場合は、年5分（民404）とする、商事債権は年6分。
8. 債権差押命令が下っても第三債務者は「持参・振込み」何れも義務なし（そんなバカな）
- ①第三債務者から取りに来い!!と言われれば債権者は取りにいかなくてはならない（遠隔地の場合、毎月取りに行ける筈がない（【例】債権者：富田林市 vs 第三債務者北海道内の法人））  
こういう場合、第三債務者に対する取立訴訟を行使（STEP5・訴状を作成）する
9. 簡単に不納欠損ができない（処分停止などが適用されない）
- ①容易に落とせないから、会計規則の拡大解釈（運用方針）や債権管理条例を作る自治体が増えている  
※国の債権整理に関する法律（債権管理事務取扱規則30条みなし消滅規定）
  - ②破産→裁判所の決定で非免責不許可事由がないとされ同時廃止に→即不良債権化→でも不納欠損ができない。破産以降は自然債務に→強制執行はできないが分割納付は可能、しかし分納は稀なケース  
※意見書を出しても裁判官の裁量権（自由心証）にて主文は覆らず、上告するには軽微すぎる破産事案の結末
10. 赤平市は今まで、どげんさしてたか？
- ①滞納があり、且つ、ご近所からも苦情があるものを見せしめに、明渡裁判・強制執行を1件
  - ②内容証明郵便（縦26行×横20字・1通1220円）を送付していた（パフォーマンス）
  - ③四半期ごとに督促状を送付していた（1工程として盲目的に送付）
  - ④支払督促と仮宣までは、平成14年に10件程やっていた（これもパフォーマンス）
  - ⑤誓約書を数件取っていた（これも確実とは言えない、誓約履行がストップしたら打つ手なし）  
上記①から⑤をやっても完済される筈もなく、おまけに人員減、差押えは夢のまた夢
- CHANCEと思いCHANGE、ここ1・2年でやってきたこと（TRY）
11. 督促状から催告書（色紙）に切换え、とりあえず視覚に訴えてみた（税の手法を使えるだけ導入）  
SL機関車D51の公売事案→人事異動（搜索→差押え→搬出終了、これから公売公告なのに）、その一方で、住宅賃料を対象に催告書を大量送付、整理権を配るほど窓口を混雑させ誓約者を増産、過激催告にそんなことと怖がる管理職に変化が生じ、気がつけば議会で胸を張っていた管理職（上司のNOがなければ、あとは自分次第）
  12. いきなり元暴力団構成員ほか関係者の明渡裁判からスタート（はじめは上司も冗談かと・・・）  
予期せぬ出来事（裁判所からの援護要請と学校との調整、Y組系KY会A組 組長からのTEL）
  13. 誓約時に他の窓口で聞き出していないような滞納理由を聞き出し多重債務者を発掘、即窓口で過払金計算、弁護士に繋いで任意整理を試みた（着手金は1件3万×件数×5%+成功報酬は過払金回収額×消費税）  
※滞納者の財布からではなく弁護士から配当を貰う、救済と滞納整理を同時に行ってみた
  14. 老朽化住宅の入居者（滞納者）には建物明渡裁判は極力しない、その代わりに差押えを敢行  
※執行官予納金と修繕費を考慮、滞納者も固定客と位置付け、滞納者教育が浸透するまで定期的に差押え





15. 調査権がない代わりに収納対策本部を隠れ蓑に情報ツールとした（相手方に説明がつけばよしとした）
16. 仕事を楽しめるよう、楽ができるよう申立様式を作成、準備した（弁護士はWARD形式…遅い）
17. 誓約履行が果たされないものを遅滞なく民事事件に移行する（行政マンは約束を破らない＝信用を保つ）
18. 裁判所に足しげく通い書記官から色々なものをGETした（書式や表現、文脈、考え方など）
19. 理事者がいやでも関心をもつよう切れ間なく決済を上げ続けた
20. 数種類の私債権を取りまとめ一括整理を試みた（賃料、上水道、し尿、駐車場、医療費 etc）  
昨年から自治体病院医療費未収金にまで拡張、病院単独では無理、収納対策本部の傘下であることを強調
21. 督促異議の訴訟から口頭弁論とは何かを学び、口頭弁論を通し法律を学ぶ（1に行動、2に法律）  
①建物明渡等判決から債権差押に変化（ホームとアウェイでの戦い方は違う、ここはコスト感覚を持って！）  
②遠隔地を裁判籍とした場合の戦い方（上申書・準備書面で攻勢）⇔住所と居所が一致（準備書面の省略可）  
③訴えの追加的変更と交換的変更（支払督促→異議→口頭弁論→和解条項案に建物明渡条項を追加する）
22. 複数の私債権担当者を法廷に招き原告席に順番で座らせた（ショック療法、他課のやる気を誘導）
23. 専決処分報告を通し議員を見方につけた（全庁的債権整理に議員の関心が及ぶよう工作した、質問増）
24. 私債権整理が進展するに連れ、味方が増えた（産業・財政・市民生活・水道課・病院・三セク等）
25. 師匠…元東京都主税局徴収部指導室長 現 YAHOO!JAPAN-EC 官公庁担当 堀 博晴氏から学んだこと  
①逃げない・引かない・驚かない、の心構え（何事においても・・・）  
②搜索も公売も簡単ですよ（私債権も簡単ですよ、と、その気になったからできた）  
③自分が貸したお金を返してもらおう気概で自らを鼓舞（考え方をシンプルに、民事裁判を楽に考える）  
④公務員は頭がいいから（自分で難しくしない、常識的に解釈することで楽になれる）  
⑤まずは行動、法的なことは嫌でも後からついてくる（行動から入る方が、法律も頭に入りやすい）  
⑥悩んだら押さえる、間違っていたら返せばいいだけ（訴えても、いつでも取下げられると考えた）  
（目的達成にまい進し、間違いがあれば素直に謝る。謝ることも想定内、これだとミスも怖くない）  
⑦都庁での〇〇対策（自ら課題に挑み、道を開く、堀流行動学を学びモチベーションを維持）  
⑧刺されていない（正義を愛し、愛をもって恐怖を抑え、爽やかに差押え）左、差押えは裁判と読替え
26. 重要なのは、仲間がいること（社内に抵抗勢力がいるならば遠交近攻、遠くと交わり近くを攻める）
27. ここぞの時にモチベーションを上げる（仕事にメリハリをつける、抜くときは抜く、酒も飲む）
28. この展開を全庁に浸透させ、スタッフの複製・量産を考える（兵隊増員）  
※民事裁判は役所のどんな場面でも想定される。イメージできなければ法廷に足を運んでまずは体験！
29. 羨望的徴税吏員証…虚偽公印公文書作成等同行使の罪で被告席へ座らぬように（笑）… 刑法第156条
30. 裁判とは、社会の共同幻想を維持するためのセレモニーである（刑事は有罪に、民事は形式的に！）
31. 講義終了（これで資格を取ったと捉えるならば）・・・トヨタ流（資格とは「足の裏についた米粒」である）

平成22年7月9日

マッセOSAKA徴収力強化研究会  
（文責）北海道赤平市 山森

●参考：ゴーン・テキスト P30抜粋

NISSANの最高経営責任者カルロス・ゴーン氏は、1999年以前の日産の話や現在の話をするたびに必ずこんな風に尋ねられるそうです。

①日産が復活できた理由は？

②あれほど短期間で瀕死の状態から立ち直ることができた秘訣は？

③死んでも同然だった企業からどうやってグローバルスタンダードを左右するまでの競争力を手にしたのか？と、・・・

その答えは一言では言い表せませんが、あえて言わせていただくなら、日産の経験から2つの教訓を読み取ることができます。日産に限らず、どの企業にも通用する教訓です。

まず、社員のモチベーションの威力をみくびってはならない、ということ。

企業には、決してないがしろにははいけないことがあります。それは、社員の頭脳と競争意識です。

どんな困難なことでも、傍から無理だと言われたことでも、社員のモチベーションさえ高ければ、多くのことをやり遂げることができます。逆にモチベーションが失われれば、いわば自動車レースを燃料なしで走るようなもので、企業も弱体化してしまいます。ですから、経営陣が最優先するべき務めは、社員たちが共有し理解できる明確なビジョンと、全社あげた長期計画を確立すること。

「日産のテーマ」

POWER COMES FROM INSIDE（力は内部から）

民事再生の第一人者もまた「困難は必ず解決策を連れてくる」と、このように言われています。

これから皆さんの中にある眠れる獅子を呼び起こしましょう。

産炭地は、どこも窮に瀕しております。夕張ショック以降、個々のモチベーションが鍵を握っています。

前者の轍を踏むな！ 今、ここから行動に移しましょう！





20100709 マッセOSAKA徴収力強化研究会用（配布した資料のSTEP1～STEP9 についての説明）

【簡便な方法にて私債権回収を進める】

\*\*\*\*\*

STEP1	P1～P9	支払督促の申立書様式（サンプル）・日常家事債務の当事者／民760・761（債務者らは…）
	P10～P11	支払督促の申立時に提出（送達結果通知用ハガキ、送達完了→書記官→債権者に連絡）
	P12～P13	支払督促から督促異議の訴訟に移行した場合の印紙の追納・印紙額一覧表
	P14～P17	通常送達が果たされない場合に次なる送達先を上申する（1通常2就業場所3休日4書留）
	P18～P19	支払督促送達→異議なし→仮執行宣言付支払督促申立て（執行文を要しない債務名義）
	P20	支払督促が届き仮執行宣言付支払督促が届かない場合、書留（付郵便送達）を依頼する
	P21～P25	仮執行宣言付支払督促が送達→「仮に執行できる」と記載された債務名義が届く
	P26～P27	支払督促時同封の督促異議申立書及び答弁書（答弁書は被告擬制陳述として使われる）

【督促異議の訴訟、口頭弁論、専決処分報告】

\*\*\*\*\*

STEP2	P1～P9	口頭弁論期日を受ける（原告の意思表示）、専決処分の指定について議事録等要求される
	P10	督促異議の訴訟に移行した場合のフロー（訴えの追加的変更と遠隔地での口頭弁論）
	P11～P15	和解条項案（P11／内部決済用、P12／一般的和解案、P13～／訴えの追加的変更を反映）
	P16～P25	遠隔地での口頭弁論（上申書（欠席の理由、原告が求める裁判の進め方を依頼） 同上（準備書面（攻撃及び防御、擬制陳述）出頭の代わりに書面で主張）
	P26	第1回口頭弁論が原告被告ともに欠席→弁論中止又は延期→2回目の弁論期日を求める
	P27～P29	2回目の弁論（原告出頭・被告欠席）結果・・・和解に代わる決定（判決と同等の効力）
	P30～P32	原告被告ともに出頭した場合の和解調書（判決と同等の効力）、日常家事債務の適用
	P33～P38	専決処分の議会報告と提案説明

【差押え準備を進める】

\*\*\*\*\*

STEP3	P1～P2	調査権がない代わりに収納対策本部の活用をもって情報収集（差押えの目的物を洗う）
	P3	判決（債務名義）に執行文を加えるよう書記官に要請（執行文付与申請）
	P4～P8	判決に執行文が付与された状態を表現（建物明渡等請求事件の判決に執行文付与）
	P9～P10	債務名義が相手方に送達されたことを証明（請書有と請書無提出、書記官が交付）
	P11	商業登記簿（代表者事項証明書または全部事項証明書）の公用交付（通称名：資格証明書）
	P12～P14	訴えの提起（判決）→強制執行→執行終了日を執行官が証明→確定損害金算出、P14 現金払
	P15	申立て以降に要した費用を確定（債権者→書記官）、二つ目の債務名義取得を目的とする

【債権差押命令を申立てる】

\*\*\*\*\*

STEP4	P1～P14	債務名義取得後、地方裁判所本店（札幌地裁民4、東京地裁民21）に差押えを申立てる
	P15	年金等、予め入金日が判明している場合の債権差押えに係る期日指定
	P16～P17	P16／訂正依頼（書記官）→債権者が訂正（要別紙）、P17／通常送達×→就業場所送達依頼
	P18～P19	差押命令が下り、第三債務者に差押え（差押え時にP18とP19の原本を同封）
	P20～P21	第三債務者に対する差押え時における注意事項（地方裁判所から債権者に通知）
	P22～P23	地方裁判所に差押えの取り下げを通知、同時に債務名義と送達証明書を返してもらう
	P24	差押えを取り下げ、訴訟外の和解契約を交わす際の契約書（サンプル）
	P25	一度取り下げたこととし、再び差押手続きを開始（債務名義を返してもらわない場合）
	P26	切手の送付について（サンプル）
	P27～P30	第三債務者に対する差押え実現のため払い出し方法を通知し、金銭を受取る
	P31	差押えた金銭が着金した後、地方裁判所本店に報告（給与の場合、毎回FAXにて報告）

【第三債務者に対する取立訴訟】

\*\*\*\*\*

STEP5	P1～P8	取立訴訟の訴状（サンプル）・第三債務者に対する取立訴訟の判例
-------	-------	--------------------------------

【訴訟を提起し、建物明渡等請求事件から強制執行を実現する場合】

\*\*\*\*\*

STEP6	P1～P8	起案、訴状、参考資料（裁判所法と民事訴訟法）
	P9～P19	指定書（出頭予定者を報告）、建物複成価格計算書（建物評価の代用）、専決処分に関すること、



	訴状内容に関する法律や条例、上下水道算出根拠とした料金表
P20～P37	契約・許可に関すること、賃貸借物件の平面図、内容証明（請求意思の担保）折衝等経過記録
P38～P45	強制執行申立書（建物明渡しの実現、送達証明と判決文に執行文付与、執行官に依頼）
P46～P52	専決処分協議会報告、提案説明（地方自治法第180条第2項） P53・54／執行官予納金

【執行費用額確定処分の申立て（執行官予納金回収）】

\*\*\*\*\*

STEP7	P1	執行費用の考え方、民事執行法抜粋
	P2～P5	強制執行申し立てから完結に至るまでの費用（計算書）を謄本として取得（現金150円）
	P6～P33	執行費用額確定処分の申立て（訴状同様に証拠が必要、過去の書類を整理し添付）
	P34～P36	債務名義に執行文付与、送達証明書を取得
	P37	建物明渡し等請求時に原告代理人でない者（人事異動などで）が手続きの場合に委任状が必要

【多重債務者の救済と債権回収】

\*\*\*\*\*

STEP8	P1	窓口にて備える
	P2	顧問弁護士に照会した内容（法定整理後の債権取扱い）
	P3～P8	任意整理に繋げるため多重債務者の手元にある消費者金融関係一切に及ぶ書類を纏めさせる
	P9～P12	弁護士が受任、消費者金融から取引履歴の開示を求める→請求（和解・訴えの提起）→入金
	P13～P15	公金債権回収と多重債務者整理を法廷にて同時に行うような場合（但し遠隔地の場合）
	P16	悪意による破産手続きを覆すための意見書（結果、裁判官は決定を覆さない）

【消費者金融が多重債務者を訴える内容の訴状（サンプル）動産編】

\*\*\*\*\*

（サラ金など相手を知るための教材として・・・多重債務者救済編（失敗談））

STEP9	P1～P15	訴えの提起（訴状）サンプル
	P16	サラ金などが送付する催告書サンプル
	P17～P25	くだんP1～P15の判決
	P26～P27	破産弁護士が民事における動産執行に敗れた瞬間（所有権留保が無かった筈なのに・・・）

（上記の経過）

- ①原告消費者金融が通常裁判を求め、既に弁論期日が決まっていた（被告②の多重債務者）
- ②市町村職員が未収金回収のため滞納者と折衝、多重債務者と判明する（救済に転じる）
- ③多重債務のうち車のローン債権が含まれていた（①弁論期日の決まった債権）
- ④市町村職員が弁護士に繋ぎ、弁護士が破産事件を受任
- ④弁護士が、受任通知を消費者金融に対し送付
- ⑤消費者金融VS多重債務者が口頭弁論の期日を迎える（被告不出頭にて判決）
- ⑥原告消費者金融が債務名義に基づき動産執行の申立て
- ⑦執行裁判所執行官が動産執行
- ⑧所有権留保がないにもかかわらず動産（自動車）は引き上げられ現金化
- ⑨⑧が現金化され判決にある残元金に充当、不足分を再び請求
- ⑩連帯保証人に飛び火する（連帯保証人は多重債務者（任意整理中）、給与収入あり）
- ⑪過去の判示において、任意整理中に給与を押さえてはならない！とある
- ⑪任意整理にて回収した過払金から自動車の残債に充て清算

※親子で多重債務者、母親が任意整理、娘が法定整理、母親が娘の連帯保証人



## 【専決処分の委任】について

## ●Q 1

地方自治法制定のとき、どのようなことが問題になったか。

## ●A 1

戦前は、長は議会から委任された事項を専決処分できました。内務省は昭和22年の地方自治法制定の原案で戦前からの制度を踏襲し、「その議決による委任により」長が専決処分できるとしました。これに対し連合国総司令部（GHQ）は委任による専決処分制度を廃止するよう内務省に申し入れ、衆議院修正、貴族院修正により、現行条文に改正されました。修正内容は、①長に専決を委任するのは「簡易な事項」とする、②委任は「その議決により特に指定したもの」とする、③専決処分したとき、長は「議会に報告しなければならない」とするものです。

## ●Q 2

専決処分を委任できるか。

## ●A 2

法179条の専決処分は、本来議会の議決を要すべきであるにもかかわらず一定の理由により議決を得られないため長が行うものですが、軽易な事項については議会が議決により長に専決処分することを委任することができます。これを委任による専決処分と呼んでいます。地方自治法は次のように規定しています。

地方自治法第180条第1項

普通地方公共団体の議決の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

同法 2項

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

## ●Q 3

委任できる事項に基準はあるか。

## ●A 3

長に専決処分を委任できる事項について、法は「議会の権限に属する軽易な事項」と規定しています（法180条）。軽易な事項に基準はありませんので、当該団体の財政規模、人口等を勘案して具体的に指定することになります。この場合、議会は議決をすればどのような事項でも軽易と認定できるものではなく客観的に軽易な事項であることが必要です。

## ●Q 4

専決処分委任の議案は団体意思、機関意思のいずれか。

## ●A 4

議会の権限の一部について長に対し専決処分することを認めるものですから、委任の議案は機関意思決定議案です。決議案の形式がよいでしょう。したがって法112条で定める「議員の定数の八分の一以上の者」でなく会議規則で定める「〇人以上の賛成者とともに連書」して議長に提出することになります。

## ●Q 5

委任の提案権は議員、長のどちらにあるのか。

## ●A 5

議会がその権限の一部を長に委任するのですから、どのような事項を委任するかの提案権は議員に専属します。長には提案権はありません。提案権の所在について、関係条文が①「地方公共団体は・・・」と規定しているときは長と議会に提案権がある。②「長は・・・」と規定しているときは長に提案権が専属する。③「議会は・・・」と規定しているときは議員に提案権が存続すると一般的に解されています。法180条は①から③に相当する規定になっていませんが、自らの権限を委任するのですから、議員に提案権が専属するものと解されます。なお、委任議案の発案権は議員と長の双方にあるとの見解もあります。

## ●Q 6

長は専決の委任を要請できるか。

## ●A 6

専決委任の提案権は議員に専属しますので、長は委任を希望する事項がある場合、議会に対し理由を明示して委任を要請すればよいでしょう。この要請は長から議長に対して行われますが、議長は要請の内容を議会運営委員会に諮問し協議してもらい、その結果に基づき対応することになります。仮に①要請の内容の全部または一部を了承するなら、議会運営委員の議員が専決委任の議案を提案する、②要請の内容に不同意のときは、議長がこの旨を長に伝えることになります。行政事例は「長は、議長に対して事件を明示して議決を依頼することができる」と述べています。

（議会事務局から書籍を借用し上記を抜粋おります）



○ 地方自治法（専決処分に関する抜粋）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁判（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁判をいう。以下この号、第五十五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項）において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第五十五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁判に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

第七十九条 普通地方公共団体の議会在成立しないとき、第十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないうとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

\*\*\*\*\*

- 赤平市における専決処分事項の指定について
  - 第3編 執行機関（専決処分事項の指定について）
  - 第2節 代理・代決等

昭和45年3月20日  
 （議決）  
 改正 昭和53年4月14日  
 昭和57年1月25日  
 昭和63年3月18日

○専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 1件の金額が30万円未満の和解に関すること。
- 2 市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。
- 3 1件の金額が30万円未満の法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 4 字名地番整備により字の区域及び名称の変更について議会の議決を経て知事が告示をした事項で、条例中において公の施設等の位置及び場所の整備のための一部を改正する条例に関すること。



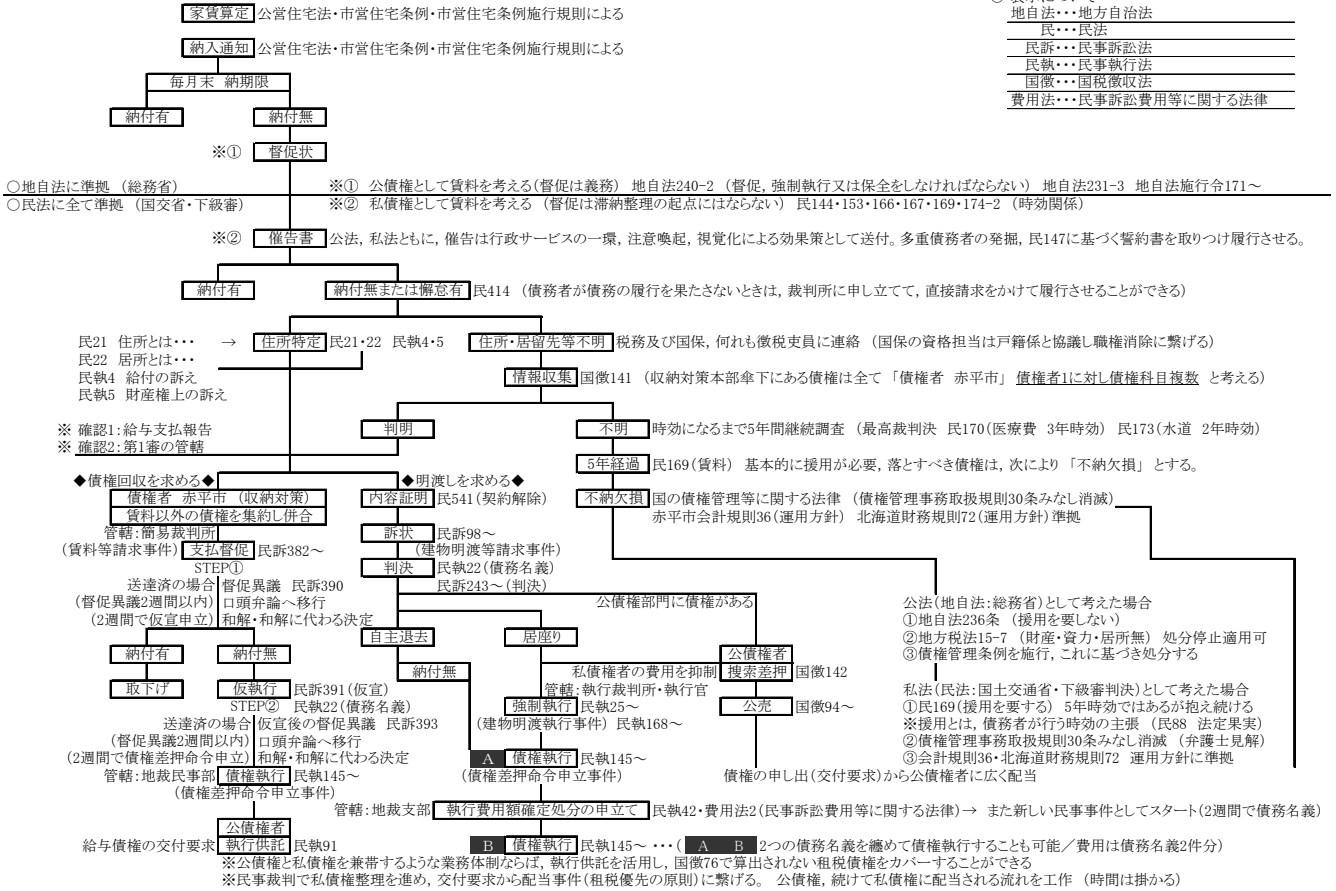
# 第8回 事例研究2 私債権及び非強制徴収公債権にかかる整理回収プログラムについて



○賃料等債権の整理回収までの流れ (2010.03.17作成) 一部公債権整理とジョイント

○表示について

地自法	地方自治法
民	民法
民訴	民事訴訟法
民執	民事執行法
国徴	国税徴収法
費用法	民事訴訟費用等に関する法律



## ○参考

- ①訴えの提起(訴状)・少額訴状(訴状)・支払督促の何れも併合請求として全庁連携を図ること(収納対策として全庁債権構造を名寄せするなどして効率化を図ること)
- ②口頭弁論において, 和解や和解に代わる決定の場合, 遅延損害金の年率は14.6%(29.2%の半分)としている(赤平市税外公法上の収入徴収に関する条例) → 裁判官に説明求められる。  
 ※民法第404条(民事法定率) 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは, その利率は, 年五分とする。  
 ※商法第514条(商事法定率) 商行為によって生じた債務に関しては, 法定利率は, 年六分とする。
- ③第一審が道外など遠隔地の場合, 民訴158(擬制陳述(準備書面を提出), 意図して不出頭) → 民訴170-3(弁論準備手続きとして電話会議システムを活用)として第1回弁論では旅費を掛けない。  
 ※第1審の窓口…民訴21(住所), 民法22(居所)…住所が判明しないときは居所を住所と看做す。  
 ※第1審の窓口…民訴4(給付の訴え)→債務者の所在地・居留先を管轄する裁判所, 民訴5(財産権上の訴え)→建物や土地の所在地を管轄する裁判所  
 ※第1回口頭弁論が, 原告被告ともに擬制陳述(準備書面を提出)を図り不出頭の場合, 弁論は成立しない。よって, 第2回口頭弁論を求め, 2回目は, 出頭しなければならない。  
 ※準備書面は, 民訴276(準備書面の省略等)として提出しなくともよい。上申書もこれに同じ。第1審が遠隔地の場合, 第1審は出頭せず, 陳述に代えて書面を走らせる。
- ④和解(民訴264・265)による場合も, 和解に代わる決定(民訴275-2)による場合も, 地自法180-1及び180-2により, 市長の専決処分と議会報告が伴う。(市長の専決処分事項の指定について…議員提案)
- ⑤公的住宅に入居する際「市営・町営住宅入居申請書」を提出させるが, その裏面を確認いただきたい。おおよそが三か月以上滞納の場合は「明渡しを請求することがあります」となっている。  
 よって, 先ずは請求行為を行わなければならない。内容証明郵便にて契約の解除(民541を主張)を謳った通知文を送付する必要がある。但し, 債権額が, 140万以上(地方裁判所管轄)の場合。  
 簡裁は, そこまで細かく指摘はしてこない(簡裁は, 字の如く「簡易な裁判所」でなくてはならない)。
- ⑥仮執行宣言以外, 債務名義に執行文を加えて公文書に執行力を持たせる。(既判力のある書面に執行文を加える → 執行文付与申請書の提出(受書を要する))
- ⑦執行費用額確定処分の申し立てにあつては, 執行裁判所又は裁判所執行官に対し, あらかじめ「建物明渡執行に関する謄本や費用証明書」の交付申請をもって疎明資料を揃えること。
- ⑧確定判決の種類(民事執行法第22条 債務名義) (民法第174条の2 確定した権利の消滅時効) 参照
- ⑨不納欠損処分にあつては, 国の債権整理に関する法律(債権管理事務取扱規則30 みなし消滅) 又は, 会計規則(運用方針=要綱)を参照のこと。  
 賃料債権を民169 (5年時効 援用を要する) とするの? 地自法236 (5年時効 援用を要しない) とするの? 債権管理条例等で明文化が必要な時代にある。  
 ※時効の中断 (民法144~161)を参照のこと。
- ⑩調査権のない債権者が, 調査権のある債権者から情報提供を受ける仕組みづくりがなければ個人情報に不当に扱われていることになる。よって, 収納対策本部の活用が絶対条件になる。  
 債権執行は, 第三債務者の特定から始まる。私債権担当 → 収納対策本部 → 私債権担当の流れで, 照会と回答, この経過を画面で残すこと。(執行抗告に備える)
- ⑪事件番号: 賃料等請求事件(ロ), 督促異議(通常裁判(ハ)), 債権差押命令申立事件(ル), 配当事件(リ), 建物明渡等請求事件(ワ), 建物明渡執行事件(執ロ), 執行費用額確定処分(フ)

## Memo

